

## 「さしまで続くぬかるみぞ」

安平町 吉岡 政昭

### (1) 談合疑惑と議会

「あれは完全な出来レースですよ。事前の打ち合わせをかなりやっていますね。」

会社社長の水池はこの3月議会での町長派議員小原と担当課長との質疑応答を指してこう言った。「そうですね。小原議員も課長も終始原稿から目を離さずにやりとりしていましたよね。私ね、念のために小原議員の別な質疑の録画を見たんですよ。すると、事前通告の部分は、別ですが、具体的なやり取りに入ると原稿なしでね、まあ、当然だけど、発言しているんですよ。」

そう言ったのは、元専門学校職員をしていた片岡だった。元高校教諭の吉川は二人の発言を聞きながら今年の3月議会でのやり取りを思い出していた。片岡が言った事前通告の部分とは、一般質問の件名・要旨を事前に提出しそれに対する答弁書の事を指していた。しかし、今回の二人の質疑応答は、最初から最後まですりあわされているのではないかと言っているのだ。

「私も出来レースのように感じましたね。しかも、財政課長の答弁には、かなり重要なウソがありますね。まず・・・私、調べてみたんですよ。」

吉川はそう言いながら、今年の3月議会の議事録を取り上げた。吉川のそばには、昨年10月臨時議会での早追橋談合問題の議事録、昨年12月定例議会での早追中学校談合問題の議事録、それに、社会福祉協議会不正問題関連の11月決算委員会と11月臨時議会、それぞれの議事録

が積み重ねられていた。さらにその脇には谷町議員の「町政報告・道のり」と小原議員の「こはら議会報告」が置かれてあった。

吉川が最初に触れたのは、「指名競争入札の不正防止対策として、指名を財政課が担当しており、事業課には知らせない」などと述べ情報流出を否定する財政課長発言だった。

指名競争入札の業者選定は、早追町契約規則では、町長が3人以上の入札参加者を指名することになっているが、仮に、公正に業者が選定されたとしても、設計価格や予定価格、最低制限価格の漏洩のからみから、談合の可能性は常に消えることはなかった。そもそも、新聞にも報道された談合疑惑の早追橋の入札が、役場内からの情報漏洩の可能性が極めて高い状況下で、契約規則を根拠に不正防止対策がなされており情報漏洩はあり得ないとの説明は、ナンセンスだと吉川は言っているのだ。

つまり、業者の指名を町長の意向を受けて「財政課が担当」したことや、入札指名業者名を「事業課には知らせない」「必要な金額は二者しか知らない」などと言ったところで、入札前に、落札業者名が新聞社に知らされたという厳然たる事実を前にして、どんなかんばせを持って(どんなツラして)、秘密がガードされていると言えるのかと、吉川は言っているのだ。

「それじゃ・・・吉川は再び、議事録に目をやった。

「これは、調査がある部分なんですけど・・・予定価格と設計金額の問題なんです・・・」そう言いながら、プリントを1枚取り出し水池と片岡に渡した。

プリントには、①予定価格 ②設計金額 ③最低制限価格 ④入札企業（JVC）名 ⑤その他（入札の条件？

条例規則の関係？）と書かれていた。

「財政課長の答弁では、予定価格は入札当日、町長・副町長・財政課長の三者で決定する。しかも、設計金額を基に契約の目的を考量して決定すると言っているのです。」

この時、財政課長は「物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易度、契約数量の多寡、履行期間の長短」を考慮して決定すると答弁していた。しかし、この部分は、たんに早追町の契約規則18条の文言を読んだに過ぎないのだと、吉川は付け加えた。

「つまり、財政課長は予定価格と設計金額が違うものだという前提で説明していることが正しいのかどうか。本来そういうものだと思いますが、これも一応、確認の必要があると思います。」

細かい事実を1つ1つ確認しながら、核心に迫っていくこうとする吉川の姿勢は、吉川独特のもので、そのしつこさが人からとやかく言われる理由になっていた。刑事に似ているとからかわれることもあったが、「しつこさが、私の本領ですから」と受け流していた。

「この5つ、調べていただけませんか。」即座に言ったのは水池だった。

彼は役場から仕事をもらっているという弱みもあって、表だつた発言は避けているが、早行町と追鉄町合併後の町政に強い不満を抱いていた。町の大きな仕事や物品の購入の分配が追鉄町に偏りすぎている、というのが不満の主なものであった。特に建設関係の偏りには、強い批判を持っていた。それは竹町長が追鉄地区出身だからだとの受け止めが水池にはあるからだ。またそれ以外にも、彼の耳に入る役場内での竹町長の強圧的な言動に対する反発もあった。しかし、水池は町政批判を表

に出すことはなかった。それは自分の会社が、町関連事業の指名から外されることを恐れていたからだ。

水池はその社交性と明朗性から多くの友人を持ち、同業者関係の意見や不満、それに表には出にくい情報を多く集められる立場にいた。水池が談合疑惑に関心を示している主な理由は、本来あるべき道理に照らしてというよりも、単に仕事の配分が不公平だという不満が基本にあった。だから、逆に自分に仕事が多くまわされれば、それはそれで大いに結構という立場だったし、理屈は後からつけるタイプの人間だった。だから、水池に対しては、一緒に行けるところまで行けばよいということの基本にせざるを得なかった。こうした水池の立場や考え方の特徴について、吉川も片岡も十分承知していた。だから、状況によっては180度変わる人間だとの評価においても一致していた。しかし、彼が持ってくる情報は誰よりも早くなまなましいだけに、二人にとって彼は貴重な存在だった。

「つまり、吉川さんは、これらの5つについて調査する必要があるというわけですね。」水池が聞いた。「そうです、今も調べかけている途中ですが、早追橋と早追中学校の談合疑惑の問題と今年の3月議会の課長答弁の問題点については、共通認識が必要ですから、議事録を読んでそれぞれ検討してみてもどうでしょう?」そう言った後、「例の超能力者発言の議事録も、きちんと読んでおく必要があると思いますね。」吉川は付け加えた

「異存ありません。そうしましょう。」片岡も同意した。「おもしろいのは、谷町議員の発言ですよね。」水池は言った。水池は刺激的な表現には敏感に反応しおもしろがった。

谷町議員はまなじりを決して追求した。町で計画していた早追橋の建築工事の落札先が、事前に新聞社に知られており、結果は新聞社への情報通りだったこと。昨年の消防庁舎に続き2度目ではないか、談合の疑いがあるのではないか、等々述べた後、「私は計算して見ました。連続して的中させる確率は2%です。これを言い当てるのは極めて難しいことですが、それを見事に言い当てている。こんなことの出来る人は限られています。超能力者かその事実を知っている人しかいない。これは限りなく談合に近いのではないか」

この質問は昨年の10月臨時議会でのことだった。

談合疑惑問題は続いて起こった。早追中学校の校舎建設問題に関しても、落札情報が新聞社に入り情報通りの共同企業体が落札したのだ。谷町議員は怒りをにじませながら言った。

「去年の10月の臨時議会の時に、早追橋と同じく早追中学校に関しても談合情報が入っていると申し上げたはずだ。しかも、固有名詞についても、議会終了後、副町長と財政課長には教えておいたはずだ。新聞社から町にも事前に情報があったはずだ。一般競争入札をやっても、こうした問題が起こっている。入札をやり直すべきだ。」

谷町議員の早追橋談合疑惑の追及のあと、「透明性を高めるため」として、それまでの指名競争入札が一定の金額条件の下、一般競争入札へと改められ、その第1号が早追中学校の校舎建築だった。そこに談合を思わせる情報が新聞社に入ったのだった。

「10月議会の時、早くに情報提供をしていたのに、何ら手を打っていないじゃないか。」

谷町議員の怒りを含んだこの指摘に町理事者は特に答弁をしていない。

谷町議員は町政報告「道のり」でこの2つの談合疑惑問題を載せた。「超能力者のよう！ 99%不可能なことが起きている！」と見出しをつけ報じた。

谷町議員は早行地区を基盤とする40代の無所属議員である。この間、早追橋の談合疑惑、早追中学校校舎建築の談合疑惑、町職員幹部と業者がスナックの女性二人を伴っての九州ゴルフ旅行。職員の役場内での有害サイト閲覧。社会福祉協議会の不正経理問題など早追町の病巣をえぐる質問を相次いで行っていた。

吉川は、谷町議員と初めて出会った時のことを思い出していた。

早行町と追鉄町が合併した翌年、町職員が使用していたパソコン164台とプリンタ8台を一斉に更新する為の予算が議会を通った。

この時吉川は、直感的に「まだ使えるものもあるのではないか。」「税金による支払いだから安易に買ったのではないか」と思った。

間もなく、使い古しの行き先が、中学校40台、教員に10台、公共施設の端末に10台、消防に8台の活用」と伝えられた。

「再利用先は、中学校や消防等がある。町民還元も検討する」としていたことが具体的になったのだ。

「カチン」と来た。更新が必要なパソコンとは、役場職員にとって仕事上不具合の多いパソコンのことではないのか。それを「教員や消防職員に使え」とは何事か、と思った。

役場職員にとって不具合なパソコンは、教員や消防職員にとっても不都合なものだろう。中学生がパソコンの機能を勉強するために利用するのは訳が違う。

アドレスが明らかになっていた議員に「町議会の議決

はおかしくないか」とメールをした。

「まだ使えるパソコンもあるのではないか。役場職員が使えなくなったものを、他の職種の人に使えと言う役場職員はいささか尊大ではないか。」そうした内容だった。

メールを送った中に、谷町議員もいた。その日の夜、10時過ぎだったか、谷町議員から電話があった。

「谷町です。メールを読みました。大変申し訳ありません。問題に気づかずに認めてしまい恥ずかしいです。」

谷町議員は一気にそこまで言った後、「明日、町長に会います。そして、対応について話しあってみます。」と言った。

動きが早いと思った。そして、何よりも、自分の非を素直に認め謝罪したことに心を打たれた。

翌日、谷町議員から電話があった。

「使える物を洗い出してその分の金額を圧縮する。」とのこと。町長との検討の結果報告だった。後日、担当課長が吉川の家で資料を持ってきて今後のパソコンの扱いについて説明をした。購入予定の164台のうち、12台は、使用后、0から2年以内のパソコンだったので今回は購入しないことになったとの報告だった。谷町議員とのつき合いは、それからということになる。

「まず、私の方から去年の10月議会での町長答弁に関して述べますが、町長は談合を認められたと思われる発言をしていますね。」片岡は議事録のコピーを見ながら言った。前回3人で話し合ってから2週間が経っていた。

3人の話し合いでは、とりあえず、談合疑惑に限って議会答弁を検証しようということとで別れたのだった。その際、片岡は去年の10月臨時議会と12月の定例議会の議事録を、吉川は今年の3月議会の議事録から問題点を整

理することにしていた。「まず、10月臨時議会の早追橋に關して2つあるのですが・・・」片岡はそう言いながら一つ目として町長発言を読み上げた。

「先ほど、超能力者が関係者だというお話もありましたけれど、関係者の方というのは、やはり、はずされた方だとかですね、入るつもりが入れなかったとか、そういった方からの情報というものですね、これは推測ですねども」

「どう思いますか、この町長発言」

片岡は二人を見回して言った。

「それって談合の存在を認めた発言ですよね。」  
水池が言った。「だって、はずされた方とか、入るつもりが入れなかった人からの情報だと言ってるのでしょう？ 推測って断っているけれど」続けて発せられた水池の言葉に「私もそう思いますね。推測って、この場合、その可能性がある。とりあえず証拠はないけれど、言っているのと同じだと思えますね。しかも、その情報は、役場からしか出ない情報なんですから。」

「新聞記者は来ていたのだろうか。」

「いや、来ていないと思いますね。臨時議会ですから。」

一般質問がないのでね。」

「地方記者が、談合疑惑を追求するとか、そこまで望むのは無理じゃないですかね。」

「そうは言っても、早追町にある様々な病巣にメスを入れるような取材や記事を期待してしまいますね」

「谷町議員がこの町長発言をどう受け止めたかですが、それはどうですかね。」

「それは聞いてみなければわかりませんが、ただ、町長の立場は、あくまで談合はないという立場だから、今回の発言を取り上げて追求しても、そんなつもりで言っ



たんじゃないと聞き直られますね。」

「思い思いの意見が述べられたが、この重要な言質ももうむやになってしまいそうだった。」

「この発言が新聞で大きく取り上げられていたら、談合疑惑に対する町民の心証形成にも影響を与えたのではないですかね。」片岡は残念そうに言った。

「二つ目なんですが・・・」片岡は続けた。

「まず、行政報告からわかることは、早追橋の談合情報が新聞社に伝えられたのは、入札執行日の17日前のことです。また、新聞社は、情報があった同じ日に、役場に情報提供をしています。これは報告されていますね。」

「そうなんです。私、録画でも見たのですが、町長の行政報告によれば、その時、町が行ったのは、情報があつて6日後に各企業への事情聴取を行っていますね。つまり、お前やってないかと、聞いたという意味だと思います。のですが、皆、否定したというので、誓約書を出させました。つまり、談合はしていません、しませんという誓約だと思つのですが、それを提出させて、入札を中止も延期もせず、予定通り執行すると決めたんです。そのせいでと思つのですが、入札の前日と当日、庁舎に同じ内容の談合情報がFAXで送られてきたということです。つまりこれは、送った人の気持ちからすれば、談合の事実をせっかく教えてやっているのに、それでも入札をやるのか、という怒りの気持ちがあつたように私は感じますね。」水池は言った。

水池は、この問題に限らず町関係の調査は、直接役場に出向くことはせず、議会の録画や議事録を利用しての質疑応答に関心を寄せていた。行政報告によれば、情報があつたため入札を行う前に積算内訳書の確認も行い、談合の証拠がなかったと判断したとされた。

「これは、仕事から水池さんが詳しいと思うのですが、積算内訳書の確認はどういう意味をもつのですか」片岡は聞いた。

「ああそれはですね、積算内訳書に書かれてある工事価格と入札金額と一致しているかどうかを確認したという意味だと思いますね。つまり、もし、違っていたら、工事価格と違った金額をなぜ入札金額にしたのかということになりますからね。談合による金額変更が疑われる訳です。」

「しかし、談合が行われる時は、その辺はきちんと帳尻をあわせるのが常識ではありませんか？変なところでシippoを捕まれるようなことはしないとしますね。」

吉川はそう言ったあと「談合情報が新聞社に行ったのは、今が初めてでありませんか。積算内訳書と違う金額を入札書に書いたり、事情聴取でうちの会社がやりましたなんて言うバカはいないでしょうし。だから、どちらもほとんど意味がないですよね。」

吉川が今回初めてでないと言ったのは、10月臨時議会での財政課長答弁が念頭にあった。

「この間に、談合情報が寄せられた事業は他にもあるのか」との新人議員の質問に「消防庁舎の関係とそれ以前の早行中学校の公共下水道排水設備工事の指名競争入札においてございました」と財政課長は答えていたからだった。

「しかし、極めて重大だと思うのは、早追中学校の談合情報に関しては、調査を全くしていないということですね。議会にそのことは報告されていません。奇妙に思うほどです。」その片岡が言った。

「確かにそうですね。早追橋の場合は10月の臨時議会ですが、行政報告の中で「早追橋に関する談合情報に関

して」という項目を起こして報告を行っています。その中で事情聴取とか、誓約書、積算報告書の確認などをしたことが報告されています。ところが、早追中学校の談合情報に関しては、それら一切、何も言っておりません。」吉川は指摘した。

「ある中堅議員が、入札当日、どのように対応したのかと質問した際の答弁がふるっていますね。」

「これは指名競争入札ではなく一般競争入札だから、それで談合防止を図っている」と答弁しているだけで、その後の具体的な対応は一切しておりませんね。」と片岡は言った。

「谷町議員の事前の情報提供や新聞社から寄せられた情報を完全に無視して調査を一切しなかったわけですね」水池が言った。

「しかもですよ、落札業者であるJV（建設共同企業体）の代表者の会社名が一致していた事は、あとで認めているんですよ。一般競争入札だから談合は存在しないかのような答弁をして形式的な調査すら行っていないのですからね。」

「それは、ありえないですね。一般競争入札に関しても、落札業者名が取りざたされ新聞社からも情報が届いていたのですから、可能な限り調査するのは当然でしょう。それがなされていないのは、尋常ではありませんね。」と重ねて言うてから「まさかですが、落札したJVの代表者の企業が町長夫人の会社とわかっていたら、一切調査をしなかったのではないですかね」水池は皮肉混じりに言った。

吉川と片岡は顔を合わせて「そう思われても仕方がない状況はありますね」と言った。

「それでは、私が分析を担当した今年の3月議会の議

事録の関係で述べたいのですが・・・いづれでしょうか。まず、今年の3月議会での小原議員と財政課長の出来しースは、今、話のあった一般競争入札だから談合は存在しないと答弁した去年の12月議会での課長発言を正当化するための理論付けだったと思うんです。それが3月議会での最低制限価格とか、予定価格などを述べ情報の漏洩はあり得ないとする長々しい説明になったのだと思うのですが、どうでしょうか。」

「要するに、一般競争入札では、談合は不可能だと主張するための出来しースだったという意味ですか？」

片岡のこの発言に、「なるほど、そんな見方も出来ますね。」と応じたのは、水池だった。

「それでは・・・。」と説明を続けようとした吉川を水池は遮って言った。」

「あ、ちょっと待って下さい。先に進む前に、ひとつ触れておきたいことがあります。本題からはずれませんが・・・今、言わないと忘れてしまいそうなので・・・。」そう言って話し始めた。

「小耳に挟んだことなのですが、12月議会の少し前に、役場のある幹部職員が谷町議員の所に行って、業者関係者が非常に怒っていて、談合問題を今度取り上げたらただでおかないぞと言っていたから気をつけた方が良いでしょう。家族もいるしね、って忠告したと言うんですよ。その幹部職員というのはね、業者とも関わりの深い人なものであるから、それをどう理解したらよいのか、おそらく谷町議員も判断に迷ったと思うんですが、とにかく、有り難うございます。気をつけますということとで終わったらいいですね。これどう解釈しますか？」

「それ脅しじゃない？」

「本当に親切に言ったとも取れるし、関係者に頼まれ

て間接的に脅したとも取れませぬ。」

「そもそも、本当に業者が言ったのかどうかもわからないね。行政サイドの都合を考えての脅しかも知れないし。」

それぞれ思い思いに感想を述べ合った。しかし、行政を含め関係する人たちが、谷町議員の質問に神経をとがらしていたことだけは確かだった。谷町議員への評価は、一方では高く強い支持があるものの、他方、利害関係のあるところでは、強い反感がある事も事実だった。

前回の町議会選挙の時、高岡地区で「谷町議員を落とす会」が作られ一定人数が集まったとの情報が水池を通して入った。この情報は、町内の数人にキャッチされ、それぞれ、谷町議員に連絡が行ったらしい。その集まりでどんな相談をしたのか知るよしもなかったが、その後、高岡地区と隣の地区の駅前の候補者掲示板から谷町議員のポスターがはがされる事件が起こった。また、追鉄地区の掲示板から谷町議員のポスターの大半消えた。町の選挙に届けたところ「風で飛んだのではないか」との答えだったという。

「なんで俺のだけ飛ばされるのだ」と谷町議員が怒っていたとの話が伝わってきた。ただ、追鉄地区は、頼まれた知人が、画鋲でポスターを貼った関係で風に飛ばされたのもあったかも知れないと谷町議員は言っていたそうだ。

追鉄地区は、海岸地帯ではなく強風地帯でもない。画鋲で貼ったからといって大半飛んでしまうような強風が本当に追鉄地区で吹いたのか。谷町支持者に限らず誰もそう思った。警察が来て候補者掲示板の写真を撮っていったそうだが、「谷町議員を落選させる会」の関係者への事情聴取はないうやむやになってしまった。もちろん

ん、会の人間がやったとは断定できないにしろ、谷町議員を落選させるためにどんな活動をしようと相談したのか、会の活動計画の中にポスターはがしも含まれていたのかどうか、そのくらいの事実調査があっても良かったのではないか、谷町支持者達の中には、そう考えた人もいた。

「色々話が出たついでに、議会での件で違和感を感じていることを述べたいのですが・・・」片岡が言った。

「副議長の賛成討論はいつもピントがずれていますよね。早追橋の工事請負契約の締結の賛成討論もそうです。彼は、『今後透明な入札をしていくとの町の答弁があったから賛成だ』と賛成討論の中で言っているのですよ。変でないですか？今後というのは、別の問題でしょうか？今、問題になっているのは、早追橋建設工事請負契約の締結の問題でしょうか？それなのに、将来の別な問題での改善を根拠に賛成だというのは、かなりずれていますよね。」

「そうですね。彼の早追中学校の工事請負契約締結の賛成討論もかなりの見当はずれの発言でしたね。」

「そう、そう、本当にそうでしたね。彼の賛成理由が・・・ちょっと待って下さい、こう言っているのですね。」

片岡は議事録を読み上げた。

「それぞれのプロが計算しているわけですから、私は談合があったとか、そういう問題ではなく、やっぱりプロとして自覚を持って町の入札に参加したというふうにとらえたいと思いますので、この件に対しましては、私は賛成したいと思います。」と言っているのです。

3人の間で軽い笑いが起こった。何を言っているのかとあきれ返った笑いであった。

「それにしても、ほかのケースもそうですが、副議長

はいつも賛成討論に立ちますね。」

「あれもどうかと思いますか？つまり、議会は行政から独立したチェック機関なわけでしょう？いわゆる二元代表制ですよ。そう言う立場から言えば、議長とか副議長は、行政から少し距離を保っているという感じの方が本来の立場だと思うんですが。毎回、副議長が賛成討論に立つというのは、いかがなものでしょうか。彼は賛成討論に立つのが副議長の仕事だと勘違いしているんじゃないでしょうか。採決での賛否は自由でしょうけどね」

「そろそろ、財政課長と小原議員の出来レースの話に移りましょうか。」吉川は話を本題に戻すよう促した。

水池の話からコーヒーブレイクになって30分が経過していた。

「それでは」と吉川は、横道にそれた話を元に戻すために、財政課長が言う最低制限価格とか、予定価格などを持ち出した発言を復誦（ふくしょう）したあと「情報の漏洩はあり得ないと主張した彼らの根拠を崩す必要がある」と言った。

「その点をしっかりやらないと、確たる証拠もなく行政に対して信頼を失わせる行為だとの小原議員の批判に反論できなくなりますからね。」吉川は付け加えた。

「確かに、谷町議員の指摘した点は、状況として真実に迫っている事は間違いないのですが、それだけでは具体的な証拠がないと開き直られますね。」

片岡のこの発言に水池は言った。

「確かに私もそう思います。先日の議会報告のとき・談合疑惑問題に関して議員それぞれ発言したんです。その中で町の提案に賛成した議員達からは、あれはうわさだとか、証拠がないとか、推定無罪だとか、いろいろ

出ましたね。「谷町議員はどう反論したのですか」片岡が聞いた。「新聞社の名前を挙げて、その新聞社の信頼度に触れた上で、報道事実と結果が同じであったことを再度具体的に述べていました。また、疑いが極めて強い中で町の提案に賛成したら町民の理解が得られないというようなことを言っていましたね。」

片岡は再び横道にそれた話を本題に戻しながら言った。

「先ほど、吉川さんがおっしゃったように、財政課長と小原議員との質疑応答は、自分たちに不利な状況証拠を筋道立ててというか、根拠を示して反論しようとする意図が見えますね。競争入札だから談合防止が図られているという主張は、彼らにとっても、さすがに論拠が乏しいと考えたのでしょうか。その意味では、二人の質疑応答は、結構良くできていて無関心者やよく知らない人には、それなりのインパクトがあったと思いますね。」

「そうですね、あの二人のやり取りは、賛成した議員に対して安心感を与えることになったかも知れませんが。」

「逆に、反対した議員達、特に自信が持てない議員に対しては、後悔の気持ちを与えたことになるかも知れませんが。谷町議員と行動を共にしている議員達の中でも内心、かなり反論されたと思っている人もいたのではないのでしょうか。そのくらいの影響はあったと思いますね。」

吉川は言った。

「肝心なのは、どちらの立場であっても、自分の行動に正当性があるのか、ないのかの理論的裏付けが大事になりますね。」片岡は言った。

「その意味でも理論闘争は、自分にも仲間にも強い確信と勇気を与える原動力になりますからね。理論闘争は大事だと思いますね。」



3人の検討会が終わった翌日、「こはら議会報告」が全町に配布された。そのトップ見出しに「町の入札に職員が関与できない事が議会で明確になる」とあった。

文章を読んだ吉川は、先に談合疑惑を伝えた谷町議員の「町政報告・道のり」に反論する意図を含む配布であることは明らかだと思った。町民に対する影響は、後からの方が強く谷町議員の以前の訴えのかなりの部分は、かき消されたかも知れないと思った。記事の内容は、要するに町サイドの弁明を代弁しただけのものだったが、事情の知らない町民には「談合はなかったのではないか」と思わせる一定の役割を果たすものだった。

「あのあと、役場に行って気になっていたことを調べてみたんです。」

吉川は以前、二人に渡したプリントを広げながら言った。前回の検討会から10日たった。最近は10日ごとの集まりが定着してきていた。吉川が気になっていたと言ったのは、早追橋や早追中学校の予定価格が設計金額と本当に違うのかということだった。

「役場の担当課に行って、早追中学校の予定価格と設計金額が知りたいと言ったらね、担当課の前に閲覧用の公表資料がつるしてある事を教えてくれましたね、それで調べたんですよ。ここに、一般競争入札と指名競争入札の結果の公表資料のコピーがあります。・・・驚いたことに、早追中学校の予定価格と設計金額が同じだったんですよ。それではと思って、早追橋を調べたら、これもまた同じだったんですよ。」

驚きましたね。違うと思っていましたからね。予定価格と設計金額がですよ。」

吉川は早追橋と早追中学校それぞれの予定価格と設計

価格を一桁まで読み上げた。「ええーそんなのですか？」  
聞いていた二人は、一斉にそう言った。

「この間の議会で、財政課長はこの二つは違っている  
ようなことを言っておりませんでしたか？たしか。以前、  
吉川さんが指摘していましたよね。」

「間違いありません。ちょっと待って下さい。」

片岡は水池に答えながら議事録をめくり始めた。

「いいですか、こう言っていますよね、小原議員の質  
疑で。要するに、予定価格は入札当日、町長・副町長・  
財政課長の三者で決めるんだけど、それは設計金額を  
基に取引の実例価格だとか、需要の状況、履行の難易度、  
それに、契約数量の多寡、履行期間の長短などを考慮し  
て決定すると述べていますよ。つまり、この説明は予定  
価格と設計課価格は違うのだと言っていると同じじゃな  
いですか。」

「そうですね。これだけ考慮する事項を並べておい  
て、一円単位まで金額が同じっていうことあるんです  
か？それも、早追中学校と早追橋まで同じとはね。驚き  
ますね。」水池はあきれ顔で言った。

「片岡さんにお願いがあるんですけどね。」

吉川はその時、改まった顔をして言った。

「実は、先ほどお見せした建設工事の入札の資料を見  
てわかったのですが、実に不思議で出来すぎだと思つと  
ころがありましたね。早追中学校の入札の件なのです  
が。」

吉川が不思議で、出来すぎと言ったのは、早追中学校  
の落札だった。谷町議員が指摘したように、新聞社への  
情報通り、たて続けに的中することの不思議さに加えて、  
さらに疑惑を深めたのが、その中の仕方だった。早追  
中学校の校舎建築工事の入札の場合には9者が参加し

た。それぞれ入札価格を示したのだが、うち三社が失格になっていたので。その理由は、三社とも最低制限価格を下回った金額で入札したからだ。工事価格に低価格だけを追求すると、工事の質の低下やダンピング受注を招くことにつながるため、地方自治法施行令によって「あらかじめ最低制限価格を設けこの価格を下回る入札者を自動的に排除する」ために定められたのが、最低制限価格だった。

この度、早追中学校を落札した企業は、林本組と五木建設による共同企業体JVだった。2つとも追鉄地区の業者であるが、この工事の入札価格と最低制限価格との差が、わずか31,133円だった。4億近い金額の工事においてである。JVを含む他の町外の大手の3会社・JVは最低制限価格を下回ったために失格になったのだ。追鉄地区の業者で作られた林本組・五木建設JVは、9つの入札参加企業の中で金額の安さで言えば、下から4番目、上から6番目だった。この落札を新聞社への情報のように、あらかじめ、目見当で当てることがそう簡単に出来ることは思えなかった。きっと、町民の知らないところで何か働いたのではないかと吉川は思った。

「早追中学校の最低制限価格を計算してみてくださいませんか？」吉川は片岡に言った。

「えっ、そんなこと出来ますかね。」片岡は驚いて言った。財政課長が「三者、つまり、町長、副町長、財政課長以外に最低制限価格を知りうる者はいない」と答弁していたからだ。

(2) 介護保険料値上げ額10円は、  
でたらめだった。

「片岡さん、ここまで来て、財政課長の発言を丸々信じるのですか？」と冗談っぽく言ったあと、「結果的に出来ないかも知れませんが、挑戦してみてくれませんか？あの介護保険料の値上げ額が、健康福祉課長が答弁したように月10円ではなかったことを暴露したようにですよ。」吉川は笑みを浮かべて言った。

吉川が言う介護保険料の値上げ10円問題とは、およそ次のようなことだった。

ある時、大手が経営する介護施設が、突然、早追町に建設される事になり、地元の介護業者は大変な痛手をうけると心配された。その関係で急きょ総務委員会が開かれた。

片岡は誘われるままに総務委員会を傍聴した。傍聴席には介護関係者と思われる人が7、8人集まっており、委員会傍聴としては異例の集まりだった。

会議では介護の専門用語が飛び交い、片岡にはほとんど理解できなかつた。ただ、わかつたことは、施設ができると月10円程度の介護保険料の値上がりがあること。大手介護事業者の参入は、公募によるものではなかつたこと。また、大手企業参入計画は、ほんの一部の人しか知らなかつたこと。地元業者が知つたのは新聞報道であり、大半の議員が知つたのは、議会での行政報告の時だったこと。

片岡はこの度の介護事業者の参入が、秘密裏に且つ、強引に進められたこと知つた。片岡は何かしらの「腐敗臭」を感じた。

参入する企業が良い施設を作っても、もし、それが不正や汚職や利害関係がからんでいるとすれば、それがいかなる施設であっても「良い施設」という理由だけで、参入の正当化は出来ない。つまり税金が不正に一部の人の利益のために使われたことになるからだ。

もし、公募していたらもっと良い条件で他企業の参入があったかも知れない。片岡はそう思った。またこの時、「施設が出来れば介護保険料が月10円値上げになる」とした課長の説明を聞き、その計算方法に素朴な興味を沸かした。その時は金額が正しいか否かなど、そんなところまで思いは及ばなかった。そもそも、当時、片岡は介護問題に関する知識も問題意識も皆無だったのだ。この時、片岡が強く感じ取ったのは、傍聴席に集まっていた地元介護関係者の不安感と切迫感だった。

帰り際、片岡は清川と初めて対面した。清川は早行地区の福祉法人、風門花会の理事とデイサービスセンターの施設長をしていた。彼は大手介護施設参入の計画を新聞記事で初めて知り「この計画は早行地区の需要を超え、特定事業者の保護を図る目的で地元業者を排除するものだ」と激怒していた。熱い語り口や表情、風格等からエネルギー的な印象を受けた。その夜、片岡は清川から受け取った多数の論文・資料を読み始めた。しかし、新しく目にする用語が多すぎ容易には読み進むことが出来なかった。

参入する大手の介護施設が、認知症対応型共同生活介護、通所介護施設、小規模多機能施設、介護付き有料老人ホームなどのサービスを第1期〜第3期に分けて行う計画であることがわかった。片岡はそれらの内容そのものも、他のサービスの区別もつかなかった。まさしく1からの勉強だった。因みに、課長が月10円の値上がりと

したのは、第1期だけの金額だったが、これは後日、色々訂正されることになった。

片岡は北海道介護サービス情報公表センターのホームページを利用して、早追町の介護サービス施設の基本情報の全てを把握した。また、平成21年度～23年度分の早追町の高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画にも目を通し町の計画との関連も調べた。この時も、インターネットがフル活動をした。こうして、介護に関する基本知識と実態把握が次第次第に進んでいった。こうした中で片岡は介護報酬の計算式を見つけた。

介護報酬の計算式Ⅱ（サービス毎に定められた単位数＋加算単位数）×地域別単価×人数

しかし、ここでも、片岡は立ち止まった。単位数・加算単位数って何だ。地域別単価とは？

この計算式で求められる介護報酬がイコール介護保険料の値上げ額そのものではないことは次第に理解していった。同時に大手が参入する4つのサービスの介護報酬の額を求めることはできるし、その中から値上げ額を求められることもわかってきた。しかし、ここで問題になるのは、計算対象とする被介護者の介護度の条件設定をしなければならぬことだった。つまり、介護度を一定にしなければ計算が出来ない。それに定員一杯入所するとは限らない。また、通所介護施設（デイサービス）を全員が毎日利用するとは限らない。いずれも入所率、利用率などの条件設定をしなければならぬ。

片岡は一つ一つ、整理していった。まず、早追町は地区分類で地区別単価は10円となっているから単位数に10をかけるとサービスの基礎単価が求められることがわか

った。ただ、この単位数もサービスの種類や介護度ランクによって負担金額が異なっていた。つまり、同じサービスを受けても利用者の介護度のランクによって支払われる金額が違っていたのだ。それを求めるのが、「サービス毎に定められた単位数」だった。

片岡は、町の介護度ランク人数割合を調べた。その結果、人数の最も多かったのが要介護2だった。そこで、介護施設開設に伴う入所者全員を介護度2と仮定し推計上の前提とした。

介護度は、要介護1から5までであった。また、通所系サービスは施設の規模によって単位数が違っていた。片岡は事実即して通常規模として計算した。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や通所介護施設（デイサービス）、介護専用型有料老人ホームなどの施設は、単位数は一日当たりとなっていたが、小規模多機能型施設は、ひと月当たりの単位数となっていた。また、デイサービス関係は、既設のデイサービス施設の実績を参考にして利用率を推計することとした。次に条件設定しなければならなかったのは入所率だった。定員一杯で推計すれば、値上げ額は実際よりも多く計算されてしまうので、入所率を適正に定める必要があった。

片岡は、ここでも、既設の入所率をベースにした。次は、加算単位数の扱いだった。入所者の条件は1人1人違っていた。その為、加算されるサービスの中身が異なっていた。例えば、夜間ケア加算、認知症専門ケア加算、運動機能加算、口腔機能向上加算等々。これらは個別的な問題として扱う必要があった。その為、これを一括、統一的な加算額として計算するには無理があった。片岡は、介護保険料の計算から加算単位数を除外することにした。その結果、介護報酬金額は実際より低くなること

は、やむを得ないものとし、計算された介護報酬金額は推計される最低金額として扱うこととした。

次に、地域別単価だった。調べたところ、札幌・小樽以外は、その他扱いで1.0だった。つまり、式には1を代入すればよいことがわかった。片岡はこのようにして、入所率を踏まえた入所人数分の1年間の介護報酬金額、つまり、新しい介護施設建設に伴い予想される介護報酬の増額分を求めた。しかし、この新たな介護報酬がそのまま介護保険料の値上げ分とするわけにはいかなかった。なぜなら介護報酬の1割が利用者負担になっているからだ。介護保険からの支出は介護報酬増加金額の9割となるのだ。なお、ここでも、介護保険料の値上げを検討する場合には但し書きがつく。

現在、介護保険料の負担は、ふたグループに分かれている。65歳以上の第1号被保険者と40歳から65歳未満の第2号被保険者とに別れているが、介護保険料の負担は、第1号被保険者が、増えた介護報酬9割の20%分の負担、第2号被保険者が、30%の負担になっていた。

今回、片岡が確かめようと計算しているのは、第1号被保険者の場合の話である。つまり、増加した介護報酬9割の20%分の金額が、担当課長が言うように第1期の場合で月10円、年間120円なのかどうかということだった。

片岡の計算によれば、参入介護事業者による1期開設分の1年間の値上がり額は、グループホームで3,332円、デイサービスは1,875円で合計5,207円となった。これは総務委員会における課長答弁の月10円、1年間120円との差があまりにも大きすぎて、課長答弁は信用できないと思った。また、2期開設の小規模多機能型居宅介護は1,980円、3期開設の介護専用型



有料老人ホームは3、265円であり、1期から3期までの合計が10,452円となる。被保険者にとっては、かなりの負担になることは明白だった。

片岡はこの計算結果を確認すべく北海道庁の担当課に持ち込んだ。アポを取らずの飛び込みだった。入り口で用件を述べたあと、案内されたのが、古い机が乱雑に並んだ一角だった。そこにはすでに2カ所で何やら相談らしきことが行われていた。しばらくして、3人の男性が現れ、そのうちの1人が、「この2人は、私より詳しい専門家ですから」と笑顔を見せながら言った。「私より詳しい」と言ったのは、1週間ほど前、片岡は電話でいくつかの確認と質問をした人だったからだった。

片岡は早速、資料を渡しながら、計算対象者全員を要介護度2にしたことやその他の前提条件について説明をした。担当者は、それぞれに渡された計算資料を見ながら、互いに確認しながら資料をめくっていった。約15分ほどして1人が「計算に間違いはありません」と言った。片岡は正直、ほっとし、うれしかった。帰宅した片岡は吉川や水池や谷町議員やその他、読んでもらえそうな町会議員、町内の介護施設関係者、その他知人に必要部数を印刷し配布した。

ここに来て片岡は、改めて担当課長が求めた月10円、年間で120円とは、どのような計算によって求めたのだろうかと思った。片岡は、道庁で正しいと認められた計算書を町の担当課にも直接届け、その際、月10円と求めた計算方法の説明を求めた。数日後、片岡は追鉄庁舎の会議室に通された。間もなくして担当課長、室長、主幹が現れた。片岡が以前申し入れていた10円の計算根拠を説明するためだった。

課長は、不機嫌な表情を顔一杯に浮かべながら、道庁

で計算方法を確認したようだが、計算方法には色々ありますからと言って片岡に用紙を1枚渡した。

そして、月10円と言ったのは、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）だけの計算だったと総務委員会の答弁を訂正した。つまり、同じ1期のデイサービスは含まない数字だったと言ったのだ。用紙には、「平成22年早追町議会総務常任委員会における値上げ額月10円について」と、標題がつき、さらに、その下に「1人GH（グループホーム）に入所10円値上げ」と書かれていた。

計算式は3本。計算の前提として第1号被保険者である65歳以上の保険料負担率を、早行町と追鉄町の合併時の19%負担として計算してあったが、これは、明らかな間違いだった。10円と試算した平成22年時点では第1号被保険者の負担率は20%に変更されていたからだ。また、二つ目の前提として要介護を2としてサービス利用限度額を194,800円と書かれていた。あとは、調整交付金割合を計算に折り込んでいたが、計算過程が極めて簡単に単位数も入所率も設定していないことに違和感を覚えた。

しかし、計算方法はいろいろあるのだろうと思い直し、改めて計算の道のりをたどってみた。しかし、どこか変だなと思いつつ単純化された式や計算自体に間違いを見つけることが出来なかった。

計算結果は確かに課長が示した10,64円と導かれており、片岡は首をかしげた。何度見直しても間違いが見つからない。思わず、「どうしてこんなに違うのだろう」とつぶやいた。計算方法が違うこと自体は問題ではないが、答えがなぜこんなに異なるのだろうか。第1号被保険者負担率の間違いの差1%分や調整交付金割合のちがひ程度の金額の差ではない。どこに根本的な間違い

があるのだろうか？

夕食後、片岡は改めて課長から受け取った計算式を見直してみた。その時、「要介護2のサービス利用限度額194,800円」と書かれた数字が引つかかった。

片岡は「サービス利用限度額194,800円」がどこから来た数字なのかを調べてみた。間もなくして片岡は叫んだ。「あつた」そこには「要介護2 在宅サービス利用限度額194,800円」と書かれてあった。課長から渡された用紙には、単に「サービス利用限度額」との文字だけで、「在宅」という文字は除かれていた。

そもそも、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、在宅サービスではなく地域密着型サービスであり分類が違っていたのだ。また、この「在宅サービスの利用限度額について」という文書の中には、認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）は、「支給限度額管理には含まれません」とか、「支給限度基準額なし」とわざわざ書かれていた。つまり、課長の月10円を導き出した計算方法は、計算の対象に出来ない数字を持ち出して、無理矢理わり算して「1人入所すれば」と導き出したものだったのだ。

「そう言えば」と、片岡は追鉄庁舎で早追町の課長から説明を受けた時の事を思い出した。

片岡が自分の計算方法を3人に説明した時、早追町の地域別単価は1ですのと言った時、課長が「ああ、そうなのですか」と驚いて言ったことを思いだした。あの時、課長は地域別単価のことを知らないのだということを知った。そのことから担当課全体が、計算式やその項目等々に関して知識が薄弱か、全く知らなかったのではないかと思った。

この問題は議会でも取り上げられた。谷町議員は質問

した。「要するに、課長が1期開設分の値上げが月10円、年にして120円と答弁した。この金額とある町民が計算した月375円、年にして4507円とどっちが正しいのか」ここで谷町議員が示した金額は、片岡が当初、調整交付金交付割合を全国ベースの5%として計算した当初の金額ではなく、早追町の調整交付金交付割合を正確に入れて計算し直したものだ。しかし、どちらにしても、月10円、年間120円とのギャップの大きいことには変わりはない。議会での答弁者は、従来までは決まって担当課長であったが、なぜかこの時は課長が着席したままで代わって室長が答弁に立った。しかし、その答弁は二転三転した。

まず、総務委員会で第1期分が1か月で10円としたのは間違いで、グループホームだけの値上げ金額だと訂正。また、定員分18人が入れば値上げ分は月180円だと答弁。つまり、総務委員会で10円と答弁したのは、グループホームの入所者1人分だけのことであり、入所者数によって金額は変わると修正。こうした答弁に谷町議員の追求が続いた。

「担当課の計算と町民の計算とどっちの金額が正しいのか」と改めて質問した。また、「正しい数字を述べて欲しい」「第1期から第3期までを含めた負担増は幾らになるのか」とたまたみかけた。

この谷町議員の質問に対する答弁が曖昧であったため、答弁調整を求めるヤジが飛び、会議は一時休憩となった。再会された会議で答弁に立った課長から、「金額については室長に答えさせる」と言って着席した。代わって室長が答弁に立ったが、ここでも金額の変更があった。先に1人入所すれば10円と言ったが、実は8.1円で定員一杯の1名が入ると、146円の値上げだとした。こ

の時、町長が横から「146円と言っな、1人8.1円でしょう」と発言。これは議事録にも記録されている。また、第1期から3期までの介護保険料増加分を月560円、年間で6,720円とした。

この金額は、片岡の計算した金額から見れば、最低でも2,500円程度は下回るものだったが、そもそもこの計算自体は、不正確というより、かなりいい加減になされていると思った。第1期のデイサービスの入所率を60%と想定したが、他のグループホーム、第2期の小規模多機能、第3期の特定施設の入所率を全て100%と仮定し、おまけにこれらの入所者全員を地元の介護施設から居宅サービスを受けている人からの入所を予定していた。

因みに片岡は試算の時、グループホームは90%、第2期、第3期は60%の入所率を想定していた。特に小規模多機能の場合は、登録してしまつと、今までのケアプランによる介護サービスが受けられなくなってしまう。

室長の答弁はそうした事への入所者の理解が前提とされている。そして何よりも、片岡が強い不満を持ったのは、この時点ですら担当課は、片岡があらかじめ示しておいた介護報酬の計算方法を全く利用していなかったことだった。なぜ、正式な計算方法によって計算し答弁をしないのか。理解に苦しむところだった。

### (3) 最低制限価格の計算に挑戦

吉川は片岡が、月10円の数字にこだわって正しい計算方法による値上げ額を見つけ担当課のウソを浮きだたせた追求ぶりにいたく感心していた。吉川は、改めて片岡

に言った。

「そんな訳で、最低制限価格の計算をしてみただけませんか？片岡さんに期待しているんですよ。」

しかし、片岡は渋った。

「あの時はたまたま計算できましたが、最低制限価格という言葉も初めて聞く言葉だし、それに予定価格と入札価格との関係もわかりませんしね……。まあ、調べればわかることも知れませんが。」

「いや、片岡さんなら出来ますよ。介護保険料10円問題だって、役場の専門家相手にウソをひっくり返したんですから」水池はけしかけた。

「片岡さんにこの計算をやっていただければ、私の方は、別な問題をですね、調べてみたんです。それは、財政課長が、答弁している部分に関してなんですが……」

吉川は、片岡の顔をチラッと見てから議事録を開き読み上げた。

「……対象工事につきましては、一定の設計金額以上の大型工事、また参加事業者につきましては、格付けがAランク業者となりますので、町内企業でAランクは土木業種で1社だけでございますから……。財政課長はこう述べているんです。早追中学校の校舎建築工事は大型工事ですよ。金額もほぼ4億円です。しかし、課長の答弁では、町内にはAランクの業者は土木業種で1社だけと言っているわけですね。中学校の工事は、土木業者ではなく建築業者の担当と言うことにはなりませんか？つまり、町内には、Aランクの建築業者がいないということになります。それなのになぜ、町内業者の本組と五木建設のJVが落札したのでしょうか。そもそも、Aランクでなければ入札にも参加できないのでしょうか？財政課長はそう答弁していますから。私はこの点に

疑問を感じているんですよ」

「なるほど」水池は相づちを打った。

「ここを調べると、別な問題も出てくるような気がするんですよ。それで、手分けしたいんですよ。」

吉川の言葉に片岡は少々困惑した表情を見せたが、吉川の強い気持ちに押されてか、「わかりました」と答え

た。  
3人の次の集まりは、また10日後にということになった。

翌日、吉川は役場の財政課の窓口に立った。入札参加企業のランクを知る為だった。財政課の中央には財政課長が不機嫌な顔をして座っていた。

対応したのは感じの良い見るからに好青年という背の高い職員だった。「早追町では、Aランクの業者は1社しかないそうですね?」「はい。北村建設さんだけです」

「町内のそれぞれの業者のランクは、町のHPのどこを見たらわかりますか?」

彼は町のHPの掲載場所を確認するため机上のパソコンに向かった。

吉川は、帰宅後、早速、教えられた町のHPを開いた。そこには、平成23年度・24年度の建設、土木、電気等々の等級の一覧と、企業毎、業種毎に等級ランクを決める基準点も記入されていた。ここで基準点と言ったが、これは北海道の言い方に沿った言い方であり、町の関係文書では、経営審査評点と言ったり総合数値と言ったりしているものだった。また、自治体によっては、総合評点などとも呼ばれた。

さっそく、林本組と五木建設のランクを確認した。いずれも建築、土木ともBランクだった。やっぱりそうか

と思った。林本組の建築の基準点は718点、五木建設は768点だった。

早追町の建築のAランクの基準点は、「建築工事等発注に係る事務処理要項」によって840点以上と定められていた。

ここで、吉川は早追中学校の校舎建築工事と屋内運動場の一般競争入札公表資料が、一部違うことに気づいた。

屋内運動場の公表資料には、ランクを記入する欄があり、入札に参加した単体企業や経常共同企業体（JV）の11業者全てにA等級と記載されていた。しかし、林本組・五木建設JVが落札した校舎建築工事の方の公表資料には、等級を示す欄自体がなく、等級の記載がなかったのだ。どちらも一般競争入札なのに不思議なことだった。念のため、指名競争入札となった校舎機械設備工事の公表資料を見てみた。そこには、屋内運動場と同じ様式で等級を記載する欄があり、入札に参加した8JVの全てがA等級になっていた。片岡は何気なく見ていて、思わず見落としてしまいそうだったこの軽微な違いにも、案外大きな配慮が働いているのだろうかと思った。

早追中学校の校舎建築の入札では、林本組・五木建設JVだけがBランクだったのだ。それが公表されることに対し、ある種の作為が働いたのではないかと吉川は思った。

それにしても、BランクだけのJVの入札参加に問題がないのだろうか。吉川はさらに調べることにした。

まず、早追中学校の校舎建設工事に関する告示を読んだ。早追中学校は、一般競争入札だから一般公募による告示をしていたのだ。吉川は、告示文書の「入札に参加する者に必要な資格」に目をやった。その6番目に「単体企業にあつては、建築一式工事の経営事項審査の総合



評点が840点以上の者」とあり、「経常建設共同企業体にあつては、建築主体工事の工種でA等級の認定を受けた者」とあつた。

果たして、林本組も五木建設もB等級ではないか。それなのになぜ入札に参加できるのだ。どこかに抜け道があるのだろうか。

そしてついに見つけたのが、早追町建設工事共同企業体取り扱い要項だつた。そこには構成員の組み合わせに関する条件があり「最上位等級業者及び第2順位等級業者との組み合わせとするとなつていた。最上位等級業者とはA等級、第2順位等級とはB等級のことである。ところが、この条文には続きがあつた。

「第2順位等級業者同士の組み合わせであっても、いずれかの構成員の総合数値に10%を加算し、その構成員が最上位級に位置づけられた場合には、これを最上位等級業者として取り扱うものとする。」とあつた。カラクリを見つけ出した思ひだつた。

林本組の建築の総合評点718点、五木建設の総合評点は768点だつた。10%下駄を履かせると五木建設は844・8点となりA等級840点をかろうじて超えることが出来た。林本組は10%の下駄を履かせても800点にも及ばなかつた。このようにして森本組・五木建設のJVは、B等級ではあつたがA等級として扱われる事になつたのだ。

「しかし、やっぱりおかしい」と吉川は思った。なぜなら、早追中学校の校舎建築の告示には、そうした10%条項の記述は一切なかつたからだ。

町内業者ならあるいは知っている業者もいたかも知れないし、アドバイスもあつたかも知れない。しかし、町外の全ての業者がこのことを知っているとは限らない。

公平な情報提供を含む告示ではないと思ったのだ。

早追町のように、10%のゲタをはかせてA等級にするという方式は一般的なのだろうか。吉川は北海道庁の場合を確かめた。回答は否であった。隣のA町にもそうした特別扱いの規定はなかった。驚いたことに、合併前の旧早行町の運用基準にも書かれていなかった。しかし、合併後の早追町の建設工事共同企業体の取扱要項に10%条項が入っていた。これは、旧追鉄町の流れが反映したせいなのだろうかと思った。

吉川は再び早追中学校校舎建築工事に関する町の告示に目を通した。すると、入札の参加資格に「地方公共団体が発注した本工事と同種で、且つ、おおむね同規模と認められる工事を元請けとして施行した実績を有すること。」とあった。そして、「同種とは、鉄筋コンクリート2階建ての建築物で、主に学校等の教育施設、公営住宅及び自治会館とし、建築面積は1500㎡以上。請負金額は2億円以上」とあった。

さっそく、林本組・五木建設JVの類似工事施行実績書に当たってみた。そこには、林本組が他の町内業者とJVを組んだ時の工事名、児童福祉複合施設建築主体工事とあった。これは早行地区に建設された幼保連携型の通称「認定こども園」の建設だった。これだけが林本組の実績として載っていた。確かに、建築面積は1530㎡を含め条件をすれすれクリアしている。

一方、五木建設の過去の建設工事は、地方公共団体が発注した本工事に該当する工事はなく、町が求める条件に合致していなかったのだ。その為、五木建設は10%の底上げでA等級扱いになっても、類似工事施行実績書に何も記入することが出来なかった。

実は、吉川は早追中学校の校舎建設におけるJVの代

表者が林本組なっていることに違和感を覚えていた。10%の下駄を履かせても800点にも及ばないこの企業がどうして代表者になったのだろうかと思っただからだ。

経常建設共同企業体協定書の中には、代表者は工事の施工に関する権限、発注者、監督官庁と折衝する権限、請負代金の請求、受領の権限、財産管理の権限等が与えられている。その権限の大きさと10%加算してもA等級になれなかった企業、林本組が代表者となるそのアンバランスに不可解さを感じたのだった。

現に財政課長が、今年の第2回経済常任委員会で議員に対し、企業のランクと10%の下駄を履かせる問題と代表者決定の仕方に関して説明しているが、その中で、「通常で行くと、Aランク事業者の方が、代表構成員になりますから・・・」と述べているのだ。つまり、「通常」は、代表者は経常企業体であっても、Aランクの事業者だと述べたのだ。しかし、林本組・五木建設JV場合は、「通常」ではなかった。つまり、Aランクの五木建設には、類似工事の実績がなかったため、苦肉の策として、Bランクの林本組が代表者になり、役場はそれを認めたということだったのだ。

吉川は再び早追町建設工事共同企業体取扱要項に目を通した。要項では、「特定企業体のJVの場合は、代表者は最上位等級の者、すなわちA等級でなければならぬ」と定まっているのに、「経常企業体JVの代表者の場合は出資比率の一番多い者」とだけなっていた。出資比率は、2つの会社で相談すれば決められることだし、この度の早追中学校の校舎建築の場合、代表者の逆転は要項上は問題はないことがわかったが、それでも吉川は釈然としなかったのだ。出資比率の違いが、利益金の配

当割合を示すものとなっていることから、場合によっては、資金力の違いが総合評点の差を上回る場合があるかも知れないと思った。代表者決定に当たっては総合評点とは別の企業間の力関係も反映する場合があるのではないかと思ったということだ。

ここで吉川は入札に参加したが落札できなかったJVの類似工事の実績も調べてみた。H建設は①大学の工学系総合研究棟 ②札幌市立の小学校と中学校 ③道立の高等学校 ④工業高等専門学校専攻科棟 M建設は①苫小牧の小学校 ②道立の高校 2校。M・W建設は、札幌で①15階のマンションを2カ所、②3階と4階の公営住宅、1建設は①看護専門学校、②大学の社会福祉学部 ③中学校2校、K建設は①中学校 ②札幌市立高校、③中学校等々の実績があった。

ここで吉川は林本組・五木建設JVと他の落札から漏れたJVと単体企業それぞれの技術者の数、とりわけ1級建築士、1級建築施工管理技師の数をカウントした。建築業者としての力量の一面をうかがい知ることが出来ると考えたからだ。

1級建築士は設計監理のスペシャリストであり、1級建築施工管理技師は施工管理のスペシャリスト・建築工ソジニアとして認知されているからだ。

1級建築士については、林本組1名、五木建設1名だったのに比べ、M・W建設は34名、1建設25名、I・T建設は68名だった。1級建築施工管理技師については、林本組2名、五木建設3名だったのに比べ、M・W建設は82名、1建設は59名、I・T建設は137名とあり、まさしく雲泥の差だった。

#### (4) 認定こども園の大量欠陥問題

吉川が早追中学校校舎建築に関して、あえて、業者の力量にこだわったのには大きな理由があった。林本組が類似工事の実績として唯一挙げた通称「認定こども園」の建設に関して黙視できない欠陥工事が次々明らかになったからだ。

認定こども園の開園直後の雨漏りから始まり多数の欠陥が相次いで現れた。最初の雨漏りに関し箝口令がひかれていたとのうわさがあり、その為、吉川は町に対し雨漏りの事実確認とその内容と業者に対する対応を問うた。その結果、「強横風時の大雨が、詰めモルタル部分に巻き込んで浸透したのが原因」とした上で、「請負業者が監督員の指示のもと手直し工事をしたこと、意図的な不適切工事ではないと判断したこと、生じた損害がなかったこと」などを理由に「責任を問わないが、口頭注意を行った」との町長回答があった。意図的に不適切工事をしたら犯罪ではないかと思いつながら回答文を読んだ。その後、床が十数カ所盛り上がっているとのうわさが伝わって来た。

吉川は改めて町に問い合わせをした。回答は教育委員会からのものだった。町の機構改革で保育園関係は教育委員会の所管になっていたからだ。回答の標題は「修繕内容」とあり、開園したその4月上旬に約4カ所、12月に同じく約4カ所修繕したとあった。そして業者への対応としては「関係課より適切な指導をした」とあった。また、修理業者は林本組とあった。

しかし、吉川は教育委員会の回答から2週間後に行われた6月議会における谷町議員の一般質問に驚かされ

た。谷町議員は、「こども園の欠陥工事を問う」として質問したのだが、その内容が2週間前に受け取った教育委員会の回答とは大きく違っていた。

谷町議員はまず、「今年の3月3日に園長及び職員4名立ち会いの下で、こども園修繕状況を実地調査した」と述べ、「オープンして1年も経っていないのに、次のような欠陥が確認された」と説明した。

谷町議員の実地調査によれば、①光の窓スペースでオープン早々の雨漏り、②2カ所で結露し水滴がしたたる状態 ③天井部窓付近の壁の隆起 計4カ所。こども園エリアの床スペースで前年度8カ所、調査日時点で新たに10カ所。児童センターエリアの床スペースでは、前年度1カ所、調査時点で新たに4カ所、それぞれ床の隆起があり床スペースだけで合計23カ所となっていること。また、教室全てのドアノブが、壁にぶつかり壁に穴が空いてしまった。配膳室のドアが、何度調整しても壊れてしまう。水漏れで床が浸水し床が黒ずんだ状態。などを加えた欠陥の総数が33カ所にも及んでいることを指摘したのだ。

また吉川は教育委員会回答の全てに「・・・と聞いている」という表現になっていることが気に入らなかった。

この問題は、教育委員会所管になる以前の話であって、教育委員会の責任ではなく、教育委員会は、以前の担当課からの回答を単に取り次いでいるだけだと言わんばかりの内容となっていた。それにしても吉川は思った。

3月3日に谷町議員の現地調査が行われ欠陥の全貌が明らかになったわけであるが、教育委員会が5月1日に認定こども園を引き継いだ時点で、当然、欠陥工事の内容の事務引き継ぎは行われていたはずだと思った。

この件に関する吉川の質問は、5月1日の教育委員会

への管轄移行後の5月25日であり、教育委員会からの回答は6月6日となっていた。引き継ぎからこの間1か月を考えれば、教育委員会からの回答はもっと事実即した内容になってしかるべきではないかと思った。もし、仮にこうした事実を谷町議員の一般質問まで全く知らなかったとすれば、役場の引き継ぎ自体の意味が問われなければならぬ。またそれは欠陥工事をかなり軽視していたとしか言いようがないと思った。

また、吉川は「関係課より適切な指導をしたと聞いております」との回答にも強い違和感を覚えていた。子どもを使いでもあるまいし、只、言われたまま伝えるだけではあまりにもお粗末ではないか。教育長名で回答する以上、教育委員会の所管になってから1か月も経っているのだから、所管機関としてもっと真面目な回答があつてしかるべきではないか。と思った。

「適切な指導とはどういう事か」を、具体的にただした上で回答するのが、町民に対する丁寧で真面目な説明ではないか。因みに、6月議会終了後も教育委員会からは正式な回答の訂正は寄せられていないし独自の調査結果も知らされていなかった。もし、こども園建築に関することは、あくまで、施設課が回答を引き受けるべきだとするならば、そうした立場を明確にして施設課に回答させればいい話だが、教育委員会が回答するのであれば、責任を持った回答が欠かせないと言ふことだ。

議会終了後、いつもの3人で話し合いを持った。その時、水池が怒りを抑えながら言った。

「あの課長達は、早追町の課長じゃない。林本組の課長だ。」

谷町議員の追求に対する担当課長の答弁は、吉川にも常軌を逸しているように感じた。また、水池が言ったよ

うに竹町長のだんまりも許せないと思った。

「そもそも、林本組は竹町長夫人の実家ではないか、なぜ、課長に答弁させるのか。町長自ら迷惑をかけて申し訳ない。不良工事に対しては、厳重に抗議し修繕を申し入れると言わなかったのか」と水池は批判したのだ。

吉川や片岡もまた同じような印象を持った。業者を擁護する二人の課長の答弁は町民に目を向けた早追町の課長としての答弁ではなく、専ら、町長や業者の方を向いた答弁でしかないと思った。施設課長は言った。

「欠陥工事とは、建築基準法など、関係法規に満たないもの、・・・粗悪な工事、約束通りされていない工事のこと」

「先に述べた修繕状況が、即、欠陥工事というのは乱暴ではないか」

「重大さについては、私たちと見解が違う」「考えの相違だ」

「粗悪な工事とは思っていない」

「使っているときに、たまたま（色々な問題が）出たと考えられる」

「それを即、欠陥と結びつけるのは、非常に難しい」

「業者には、責任を持って工事をして頂いている。」

「たまたま、このように数が多いかも知れませんが・・・

・たまたま、このようになったということ」だ。

「この答弁には、業者に対して遺憾であるとか、きちんとした工事を厳重に申し入れた。」といった言葉が一言も出ていませんね。ただただ、業者の擁護に徹していましたね。町長に対する気兼ねなのでしょうかね。あれでは、水池さんの言われるとおり、林本組の課長そのものですね」片岡が言った。



「そう言わせた竹町長はもっと悪い」水池はかなり感情的な言い方をした。

「その点では財政課長も同じですね。財政課長の答弁は、談合疑惑の時と同じで、例によって法律名を並べて答弁してましたね。ほとんどの議員は私と同じで法律に関して無知と言っている状態ですからね。役場の課長連中はそれでいつも煙に巻くんですよ。」そう水池は付け加えてから「ところで、欠陥と過失を別だというのは、正しいのですか？財政課長は言っていましたね。」と聞いた。

「そうそう、欠陥というのは、故意又は重大な過失のことで、それ以外の軽過失などは瑕疵だと言っていたましたよね」片岡が続いて言った。

財政課長の答弁は、施設課長の答弁を制止する形で行われたものであるが、これは、谷町議員の「私の感覚ではあまりにも多いし異常だと思っている。こうしたことが起こった上は、業者に対してきちんとした指導が必要ではないか」との発言に対して行われたものだった。

財政課長は、「瑕疵については」と切り出したあと、民法、宅地建物取引業法、住宅の品質確保の促進等に関する法律などと法律名を挙げ「こういったものの中で瑕疵担保という定義がございませう」と述べ、「欠陥とは故意又は重大な過失であり、それ以外の軽過失は瑕疵という定義になる」と答弁していた。そして、町と業者との「契約約款」を取り挙げ、瑕疵担保期間の説明をしたあと、町の競争入札参加資格者指名停止等措置要項（答弁では指名等参加資格措置要項と誤って発言）の名を挙げて、過失による粗雑工事の認定は「瑕疵が軽微であると認められる時を除く」とあるから「今回の瑕疵は施設課長が言ったように許容範囲だ」と述べ、「業者に対して

きちんとした指導が必要ではないか」との谷町議員の要求を拒否する論拠とした。

しかし、これは話が逆である。

この要綱は、指名停止になる場合の用件に関して述べているものであって、「軽微である」との判断がなされた後の要項適用の話である。

要綱に「瑕疵が軽微であると認められる時を除く」とあるから、こども園の粗雑工事が「軽微」だと結論にはならない。

吉川は、こうした時、決まって思う。

「なぜ、議員達は答弁内容を精査しないのだろうか。役場職員が他の職種に関して素人であるように、それぞれの議員が、法律に関して一つ一つ知らないのは当たり前のことだ。突然、法律名を羅列されたら戸惑うだろう。それは吉川にとっても同様だった。しかし、答弁で触れた法律の中身が正確かどうかを確認するくらいの労力を惜しんではならないと思っていた。こんな程度の努力は議員の職務の一部であり年間約300万円の報酬の中に含まれていると思っていた。

吉川の経験では、役場職員と一般市民の法律知識の差は、見かけほど大きくはない。少し、調べれば、追いつく程度の差なのだ。場合によっては追い越すことだってある。今はインターネットの時代。昔なら無理であったことも、今はどんな法律・条令であろうと直ちに調べ上げることが出来る。馴染みのない法律用語もすぐに調べることが出来る。だからいい加減な答弁に白黒つけることが出来る。

過去の例で言えば、道の条例にないことまで「道条例に従って」との答弁があったり、しかも、それを課長のみならず副町長、町長までも相次いで「道の条例では」

と答弁をしたりしたこともあった。だから、答弁の中にあつた条列名、法律名の関係条文は必ず当たっておく必要があるのだ。

吉川は施設課長が言った建築基準法や財政課長が言った民法、宅地建物取引業法、住宅の品質確保の促進等に関する法律や関係する政令の中に、「欠陥と故意又は重大な過失のことで、それ以外の軽過失は瑕疵である」と定義されているものが、本当にあるかどうか、まさかと思いつながら調べてみた。

その結果、課長答弁のように2つを区別した条文は見つけることが出来なかつた。また、財政課長が別途、挙げた町と業者との契約約款、町の競争入札参加資格者指名停止等措置要項の中にもそつした定義はなかつた。

吉川は欠陥と瑕疵の意味の違いについて、今さらとは思いつながら、念のため調べてみたが、どの用語解説でも瑕疵と欠陥は同義語として説明されていた。また、この時の財政課長の答弁でも、認定こども園の建築業者に対し「遺憾であるとか、きちんとした工事を嚴重に申し入れた」等の答弁は一切なかつた。ここでも町長夫人の実家である業者に対する課長達の特別の気遣いを感じてしまった。

吉川はこの間、議会答弁にあつた一連の法律や要項、契約約款を読む中で企画課長が言う「軽微」と「重大」の区分が法律上はつきりしている事がわかつてきた。谷町議員によって指摘された認定こども園の欠陥工事には、法律上軽微な瑕疵と重大な瑕疵の両方が含まれていて、中には業者の指名停止の対象になるほど重大な瑕疵も含まれているのではないかと思つた。たとえば、通称、品確法と言われている「住宅の品質確保の促進等に関する法律」では、補修請求権としての期間、瑕疵担保期間

を定めているが、「住宅の構造体力上の主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分」の瑕疵については、重大な過失と判断され特別に10年間の担保責任が負わされ、さらに20年まで延長が認められていた。しかし、「他の構造上の部分」の瑕疵については、品確法の対象にはなっておらず、民法上の扱い（通常2年）となっていた。ここにはつきりと、瑕疵の部位によって法律上の軽重が認められていることは明白だと思った。

さて、「構造体力上の主要な部分」とはどこか。品確法では壁、床版、屋根その他が明示されていた。建築基準法、建築基準法施行令でも、同様の明示があった。また、「雨水の浸入を防止する部分」については、屋根もしくは外壁の内部又は屋内にある排水管の不具合を問題にしていた。

谷町議員によって明らかにされた欠陥の事例には、明らかに雨水の浸入が含まれていた。しかも、開設1か月もたたずにである。壁の隆起と床の隆起。さらに床・床下への浸水。これらは品確法で言う「構造体力上の主要な部分」の瑕疵に当たるとは思えないのか。すなわち、いずれも重大な瑕疵に当たるとは思えないかと思った。

2人の課長は、全ての瑕疵を軽微だただけ強調し、だから欠陥でないとの主張を繰り返していた。

ここに来て吉川は重大なことに気づいた。もし、認定ごども園の欠陥工事の中に重大な瑕疵が含まれていると町が認定した場合、どんな結果が予想されるか。

競争入札参加資格者指名停止等措置要項の中には、指名停止に関わる条文があり、「過失による粗雑工事」と認定された場合は、指名停止になることが明示されていた。しかし、これには「ただし書き」があつて、「瑕疵が軽微と認められる時は除く」となっていたのだ。

もし、この度の件で事実に基づき客観的・公平な評価を下せば、林本組は指名停止になってしまう可能性が高い。担当課長は、それを避けようとしたのではないかと思っただけ。だから、重大な過失であるにもかかわらず、口をそろえて「軽微だ、軽微だ」と業者擁護・町長擁護の答弁を続けたのだと思っただけ。

「認定こども園」の欠陥工事問題では、業者による修理は行われたが、その基本的原因に関する分析も報告もされていない。吉川はこの問題の原因究明には、役割別に考えると3つの角度からの分析が考えられると思っただけ。

1つは設計上の問題、そして、施工上の問題、監理上の問題と3つの角度からの点検が必要だと思っただけ。しかし、そのいずれも未説明のままにされていた。

早追中学校の工事入札では、軽業師的な見事さで落札した林本組・五木建設JVの唯一の類似工事の実績が、認定こども園の工事であり、それが、このように欠陥の多い粗雑工事であったことから、吉川は早追中学校の校舎の安全性に少なからぬ不安を覚えた。

それだけに、すでに始まっていた校舎建築は、監理人は町外の人間で、町や業者と一切の利害関係のない人物の選任が重要だと思っただけ。認定こども園を監理した町職員と工事を請け負った業者が、引き渡しの1週間前、九州にゴルフ旅行に出かけていた事実が谷町議員の質問によって明らかにされた。それだけに町や業者と利害関係のある人物は監理人にふさわしくないと考えたのだだけ。

## (5) 最低制限価格の計算を終える

10日後に集まろうと決めていた検討会が、少し遅れて2週間後になってしまった。

にこやかにいる片岡を見て水池は「計算がうまく行ったようですね」と言った。「何とか、計算が出来ましたね。」

片岡はうれしそうに答えながら、吉川さんの方はどうですかと聞いた。

「私の方も、調べなければならぬことが調べられませんでしたよ。私の方は林本組と五木建設の入札自体にかなりの無理と疑惑に近いものを感じましたので。」

吉川は、率直な感想を言った。

「そうですか。お二人から良い報告が聞けそうなので楽しみです。」水池が言った。

まずは、吉川の報告から話は始まった。

吉川は調べ上げた事実を説明した。

林本組と五木建設のJVの組み合わせの問題点。五木建設が下駄を履いてA等級になったこと。林本組・五木建設JVの等級レベルがいずれもB等級であり、10%の下駄を履かせてのA等級扱いの話。JVの類似工事の実績が認定こども園一つだけだったこと。認定こども園の欠陥の内容に重大な瑕疵が含まれていることなど一通り説明した。

これを知った片岡、水池の町や業者に対する不信感はさらに増幅することとなった。

コーヒーブレイクをはさんで、最低制限価格に関し片岡が説明する番になった。まずは、片岡が最低制限価格の計算を済ませたというその内容を聞くことにした。な

にしる、財政課長が最低制限価格を知りうる者は町長、副町長、財政課長の三者以外にはいないと答弁したことを否定し、三者以外にも知りうる者がいる可能性を証明する話だけに、片岡や水池にとつて興味深いものだった。

片岡は言った。

「計算は意外に簡単でしたね。介護保険料の値上げの計算の時は、知らない用語が沢山ありましたね。しかも、同じ意味なのに別な言い方があったり、似た用語があったりして用語の区別を理解するのに時間がかかったんですよ。それに計算するには不確定な点が多くてね、それで、いくつか条件設定をしなければ計算が出来なかったのですが、今回の場合は、そうした条件設定が全く不要でしたからその分かなり楽でした。しかも、詳しく用語の意味が知らなくとも最低限の理解で計算が出来ましたよ。」

片岡はそう言いながら、計算方法の書いたプリントを2人に渡した。

そこには、「国の直轄事業に係る低入札価格調査基準価格の見直し」（総務省の資料）とタイトルが書かれ、その下に、（範囲）予定価格の70%から90%、（計算式）とあり直接工事費×0.96 共通仮設費×0.06 現場管理費×0.08 一般管理費等×0.03 と4つの計算式と、それらの合計額に1.05、すなわち、消費税をかける式が載っていた。

片岡は言った。

「まず、ここに見直しと書かれた長ったらしい標題は、最低制限価格の見直しと同じ事ですから気にしないで下さい。それから、直接工事費とか 共通仮設費とかがありますが、これも気にしなくとも良いです。私は意味を調べてありますが、特に理解しなくとも計算は出来ます。」

問題は早追中学校や早追橋の設計書の中から、これら直接工事費などの金額を特定することです。その為、役場に行って来ましたよ。早追中学校と早追橋の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費を知りたいので設計書を見たいってね。すると、財政課の窓口にした人がね、ちよつと待って下さいと言ってね、課長の所に行つて何やら話をしていたんですけどね。はっきり言って課長はいやな顔していたね。それでも、早追中学校の設計書は施設課で、早追橋の設計書は建設課だと教えてもらえたのですよ。それでまず、施設課に行きましてね、設計書の必要項目に関しての金額の開示を求めましたら、丁度そこに財政課長がやって来ましてね。施設課長と何やら話しているのですよ。要するに、道庁では公開しているのか、というようなことであつたらしいですね。話していた具体的な中身はわかりませんが、ただね。それで少し、待たされたのですよ。」

「感づいたのじゃないですか？片岡さんが最低制限価格を計算しようとしていることを」

「そうかも知れませんがね。でも、本当に出来るかどうか、課長も半信半疑だつたんじゃないですか？」

「まあ、そんなこともありましたが、ともかく、設計書の必要部分のコピーをもらつて家に帰つたのです。そして、早速計算してみたのですよ。するとですね。びっくりしかんかん、町の計算の最低制限価格と一桁まで一致したのですよ。」

片岡はうれしそうに言った。吉川と水池は感心して話を聞いていた。

「早追中学校の校舎建築工事の最低制限価格は、351,193,867円と計算されました。これは一般競争入札の結果公表資料に出ている役場で計算した金額そ



のものなのです。私が計算した金額と全く同じだったんですよ。正直、うれしかったですね。」

「そうでしょう。私もうれしいですよ」

吉川と水池はそれぞれに片岡をたたえた。

「それで、次は早追橋だと思ってね、早速、建設課のある追鉄地区の庁舎まで車を走らせましてね、そこで、同じように設計書の開示をお願いしたんです。そこでは、特にいやな感じもなく、一式プリントアウトしてもらいまして、家に帰ってすぐ、わくわくしながら計算したんですよ。」同じ結果が出たのでしょうか？」

水池はせっかちに言った。

「ところがですね、金額が合わないのですよ。それで、おかしいなと色々考えたのですが、もしかしてと思って再度、総務省の資料を見たのです。するとですね、現場管理費にかける率が、平成21年の4月に0.6から0.7に変わっていたのです。それで改めて、改正になる以前の0.6の数值で計算してみますと、町が示していた早追橋の最低制限価格とびったり同じ金額になったのです。これは早追橋の入札執行日や工事の開始月日よりも1年半以上も以前に国の改正が行われていたのですから、多分、建設課では古い方の数值を使って計算していたのではないかと思えますね。」

「そんなことまでわかってしまったのですね」水池もかなりうれしそうに言った。

「本題に戻して言えばですが、と言うことは・・・つまり、今回、最低制限価格の計算に挑戦した目的から言えばですが。」と、吉川はいつになく回りくどい言い方をした。

「片岡さんが早追中学校や早追橋の最低制限価格を計算で求める事が出来たということは、財政課長が議会で

三役しか知らないと言った事はウソだったということになってしまいましたか？つまり、4つの項目の金額を知っている人は、誰でも、入札以前でも、最低制限価格を計算できるということになりますよね。」

それに答えて水池が言った。

「そうですね。つまり、最低制限価格は町長と副町長・財政課長だけしか知りえない情報だということを、外部への漏洩はないことの唯一の根拠にしていたわけですからね。それが一定の資料さえあれば誰でも求められるということになれば、三者だけというのはウソだったという事じゃありませんか？」

「それが崩れたということになれば、情報が役場から漏れたということが逆に証明されたようなものですね。」  
吉川は言った。

「そう言うことになりますよね。」片岡も言った。

「今回の片岡さんの計算で、情報を漏らした可能性のある人は、三者以外にも役場内にいたということになるわけですがどうでしょうか。そもそも情報は、知っている人からしか漏れませんか。もし、町長、副町長、財政課長の三者しか知らない情報だとしたら、3人の誰から漏れたということになりますよね。役職が高いことが秘密保持の絶対的条件でないことは、幾多の事例が示していることです。北海道だって首長が逮捕された事例は沢山あるわけですからね。その意味では、今回の計算結果は、三役以外からも役場内から情報が漏れた可能性があるということではないですか？」

吉川の発言に、片岡は言った。

「私もそう思います。要は役場職員からどのルートを経て新聞社に情報が渡ったかということですが、一つは、競争業者を経て伝わったと考えられることですね。つま

り、何らかの理由で直接か間接かはわかりませんが、役場から複数の業者に情報漏れがあって、不利益を受けた業者の一つから新聞社にリークしたということですね。もう一つは、役場職員から直接新聞社に伝わったというルートだつて一応考えられますね。つまり、業者に情報が渡り談合の事実を知った職員が正義感に駆られて新聞社に漏らしたということも論理的には考えられるということですね。早追町には内部通報制度が整備されていませんけど、それでも勇氣ある職員が、ということなんです。ただ、上層部の不正であれば、内部通報制度があっても機能しないケースとか、なお一層の勇氣が求められるとかあるでしょうけどね。」

「でしようね。しかし、今回の問題は、どっちにしても役場内から入札に関する重大な情報が外部に漏れたということだけははっきりしたということですね。」

「そういうことですね。結局、財政課長の答弁はデータラメだったということになりますね。素人の片岡さんが、このようにきちんと計算できたわけですから。しかも、早追橋にしても、早追中学校にしても、予定価格と設計金額がびったり同じだったので、これまた、重要な問題です。最も機密性の高いはずの予定価格まで設計金額と同じですから自動的にすっぱ抜けになっているということですね。しかも、最低制限価格まで求められるということになれば全てOKじゃないですか。」

水池は少々興奮気味に言った。

「それぞれの項目にかける係数を国のものと違えてしまっても、基本的に同じ構造ですよ。」

片岡がそう言った後、吉川が続けて言った。

「とにかく、情報は役場の中にしか存在しないわけだから、それを外部の人が知っていたとすれば、役場内から

漏れたと断定して構わないほど単純な問題ですよ。夕べ、雪がなかった庭に、朝起きたら雪が積もっていた。だから夜中に雪が降ったんだという事実認識が成り立つのと同じです。目撃者がいよつといまいと雪が降った時間帯が正確にわからなくとも夜中に雪が降ったという事実は認められる、そういう事実認識ですよ。つまり、裁判の判決文に時々出てくる推認されるというやつですね。」

3人の話し合いの結論は、早追橋と早追中学校の入札に関して、明らかに役場内から工事関係者に情報提供があつたと推認されるということだった。しかし、そのルートと情報提供した個人は特定されぬまま闇に葬られようとしているということだった。

## (6) 建設協会からの働きかけ

談合疑惑の検討が一段落して間もなく、吉川のもとに水池から電話があつた。

「新聞読みましたか？五木建設が倒産しましたね。」

「読みましたよ。早追橋や早追中学校建設のJVを組んでいた会社です。早追中学校はまだ建設中でしょうか？これからどうするんでしょうね。Bランクの会社だけで中学校を建てるのですかね」

「地元担当の新聞記者は、なぜ、このことを書かないのでしょうかね。記事にした2つの新聞記事の自身が全く同じだね。明らかに役場提供の記事をそのまま書いている内容ですね。役場から中学校建設の会社だとは書かないように言われたのかな」

「さあ、どうでしょうか。でも、やっぱり書くべきで

しようね。そして、今後の中学校建設について役場の見解を載せる方が報道としては良いように思いますけどね」吉川は、新聞記事を思い出してそう言った。

「ところで吉川さん、もっと生々しい話があるんですよ。それはですね、早追町の建設協会が、議会の経済常任委員会に申し入れをしたんです。内容はですね・・・」。

「そう言って、水池は話し始めた。  
「要点だけ言いますね。一つは一般競争入札の金額を上げてくれということです。二つ目は共同企業体の編成に町内業者を必ず加えることを条件にする。町内企業が入らない場合はJ・Vとして認めないという意味です。それからもう一つが、これは経済常任委員会への申し入れ当日には出なかつた話題だったそうですが、最低制限価格を変えて欲しいとの話が、議長、副議長、経済常任委員長との話し合いの時に出たそうです。」

久しぶりの集まりだった。吉川は、水池の話聞き、大きな問題が含まれていると判断した。それで、3人で意見交換をしようと提案し集まったのだった。

「まずは、水池さん、情報提供有り難うございます。いつもの事ながら・・・。そこで、私ね、水池さんからの電話のあと、建設協会と議会の経済常任委員会の会議録を読んだのですよ。そこでわかつたのは、この種の会議が2回開かれておりましてね。1回目は、建築協会幹部と経済常任委員会の議員の間で行われていますね。2回目は、役場の副町長、財政課の課長、主幹の間で、この問題が話されています。それぞれ、大事な問題が出ていますね。」そう吉川が言った。

3人による検討会の話し合いは、建設協会が経済常任委員会に正式に求めた

「一般競争入札の設計金額の最低額を引き上げ」から話し合うことになった。現在、一般競争入札の設計金額の基準額は、建築関係は2億円以上、土木及び機械設備工事は1億円以上、電気設備工事は、8千万円以上と一般競争入札実施要項で定められていた。その金額を上げられないか、というのが、建設協会側からの要求だった。建設関係で言えば、例えば、2億円以上を3億円以上という具合に変えてくれないか、ということだった。

「つまり、これは、基準額の引き上げによって一般競争入札の減った分、指名競争入札が増えるということなのでですね。町内業者に仕事回る分が多くなる。だから、建設協会側はそう言っているのですね。」片岡が言った。

「しかし、問題は、技術ですよ。高額の建設工事となれば、それだけ、高い技術が要求される大工事が増えるということでもあるのですよね。要する技術のある町外の企業を排除して、とにかく、自分たちだけに仕事を回してくれという、まあ、エゴというか、強い意欲だけはわかりますよね。」水池が言った。

「町の側はどう言っているのですか？」片岡が聞いた。

「町の方ではですね、競争入札が始まってまだ1年であることや、苫小牧などが130万円の設計金額であるなどの例を挙げて、それを無理だと回答したわけですが、そのやり取りの中でこれまた、おかしな意見が議員の中から出ましてね。つまり、始まって1年がダメなら2年から3年経ったら良いじゃないか、って言うんですよ。中学生でも言わないような屁理屈を言っているんですが、自分は変なことを言っているという自覚がないんですね。たとえば、資材の価格変動とか、社会情勢の変化とか、他の自治体の基準額の変化とか、そうした状況の変化を踏まえての発言ではなく、1年がダメなら2年、3

年でいいのじゃないかという意見を聞くと、聞いているこちらが恥ずかしくなりますね。そもそも、2億という金額が適正なのかという検討が必要ですが、それ自体の議論は全くなかったですね。」

「ある意味、その所が大事ですよ。それを指摘しなければならぬのにね。」片岡が言った。

「そうした中で、副町長が気になる発言をしているんです。」吉川は、議事録を見ながら言った。

「いいですか、副町長はこう言っておりますね。ただ、我々が言えることは、私どもの方から議会に、こうやって改善しますよと言うことは（申し）あげられないでしょうけれども、議会の方からですね、例えばですよ、行政の方にも申して頂けると言うことであれば、・・・それが可能かという議論も出てくると思います。と、述べているのです。」

「それは重大な発言ですね。本音が出たと言うところですかね。今回の動きは、役場から議会へというのではなく、業者から委員会へ、委員会から役場へという流れになっていきますが、これは、町長や役場にしてみれば議会から言われてやるのだという体裁が取れますからね。談合疑惑など色々問題になった後だから、町理事者や建設協会は慎重に事を進めているんじゃないかとも思いますね。」

水池のこの発言に、片岡は疑問を示しながら言った。「そこまでの打ち合わせや準備があったかどうかはわかりませんが、副町長の口からそうした話が出たとなれば、重大ですね。水池さんが言うような憶測を生む発言であることは間違いありません。しかも、議事録から感じられる雰囲気は、何はともあれ、地元業者の利益だけを優先させる発想が、議員達共通の発想になっ

税金の公平な使い方に反しないかとか、一部の団体関係者だけを優遇することにならないかなど、原点を忘れた議論ですね。簡単に言えば、地元の建設業者をいかに優遇するか、という1点だけが、最優先されている、そんな話し合いの感じがしますね。」

「それと、もう一点。建設協会から申し入れのあった点ですが、それは、共同企業体の編成に町内業者を必ず加えることを条件にするよう求めているということでしたね。」

吉川は、水池に電話の話を再確認しながら言った。

「今の話ですが、特別に問題はないのではないですか？ 私はそう思いますけれど。」片岡は言った。「そうですね」「とうなずいたのは水池だった。」

「技術力のある外部の企業と技術力の弱い地元企業が、共同企業体を組んで仕事をするというのは、町民にとっても、地元業者にとってもいいことじゃないですかね。」と言った。

「いや、そういう面だけで良いことだと結論を出すのは早すぎると思いますね。」吉川は言った。

「今の早追町の重要問題は、談合疑惑の問題ですね。そう考えると、早追町にある企業は少な過ぎますね。例えば、建築業で言えば、Bランクが・Aランクはありませんからね。Bランクが4社、Cランクが2社です。電気工事関係で言えば、3社ということになっていますが、Cランクにも入っていませんね。入札参加資格の名簿を見て言っているのですが。つまり、少数だけの仕事の割り振りは、談合の原因になりますよ。透明性に欠けるという事態もあり得るのですね。」

吉川のこの指摘に片岡も水池も「考えてみればそうですね」と言い、単純に良いことだと言ったことを恥じて



いる風だった。

しかし、吉川は2人の発言の背景には、地元業者だけの認定ことも園工事のいい加減な工事が、念頭にあっての発言であることは十分承知していた。

「実は、この度の建設協会からの申し入れには、今、ここで話し合ってきた正式な2つの問題の他に、別件として最低制限価格の問題と分離発注の話があったのです。この問題は、経済常任委員会と役場幹部との会議で正式に話し合われているのです。最低制限価格の問題は、水池さんからの話にあった議長、副議長、経済常任委員長だけの話ではなく、正式に経済常任委員会と役場の話し合いの議題になっています。その中身は、全て建設協会からの要望によるものです。これは、経済常任委員長長の議事の進め方のまずさのせいもありますが、とにかく、建設協会側からの要求が、そのまま議員たちの発言として話し合われているのです。はっきり言って、経済常任委員会が、建設協会の利益の代弁者のようでした。」

吉川はそう言うことから「突然なんです、最低制限価格より先に分離発注問題の話から始めて良いですか?」と聞いた。

分離発注の要請とは、要するに、一つの工事を部分毎に分割して発注してくれということだった。これは工事の設計金額を小さくして、本来、一般競争入札となる工事を指名競争入札に変えていこうというもので、言うなれば、一般競争入札の骨抜きを図ろうとする提案だった。

「その内容も、建設協会の会長が本音で言いますと述べているだけあって、発言内容は露骨ですね。例えば、建築関係だと基礎部分と本体と庭・外壁の3つに分ける。機械設備だと空調、給水、暖房に分ける。電気だと幹線工事と弱電に分ける。なんて事が具体的に出ていま

すが、これに対する議員達の反応は、今ひとつでしたね。談合疑惑がある中で、公正な入札をどう作っていくのか、という問題意識が全く感じられませんか。ただ、議員の質問の中に、分離発注にすると経費は上がらないかというのがありました。管理費等で若干上がるかも知れないが、雇用とか経済を考えるとメリットの方が大きいという協会幹部の答弁にそれ以上の具体的な指摘はなかったですね。」

「それって、やっぱり、問題点がよくわからないからなのでしょね。つまり、問題の本質的な所が。」水池は言った。

「そのほかに、思わず失笑を禁じ得ないような質問もありましたね。つまり、分離発注したら手続き上書類をそれぞれ出すことになるが、それをデメリットだと言った議員がいました。その議員、町の監査委員をしている議員なのですよ。」

「それって、監査委員として見る書類の量が増えるからデメリットと言っているのですね、きっと。分離発注の問題点の指摘として全く関係がない。何のための監査委員なんですかね。それに対する建設協会の幹部の答弁はどうだったのですか？」

今度は、片岡が言った。

「提出物関係はやっぱり煩雑になるのは間違いないかとは思いますが、それより受注機会が増える方がメリットがあると答えているのです。」

「それはそうでしょうね。建設業界にとっては。」吉川の説明に片岡が言った。「町民の税金が、適正に使われることになるのかどうか、適正な発注なのかどうか、そついった観点は全く出てきませんね。専ら、建設業界が儲かるにはどうしたらいいのかから、一歩も出ていな

い。地元企業の育成を錦の御旗にしてね。どっちにしたって、トンチンカンな質問ですよね。」

新しい意見が出ないことを見計らって吉川は言った。

「次に最低制限価格の問題に関して話し合いますよ。これは分離発注と同じように「表」は出していますが、経済常任委員会として業者側の意向を町側に伝えたものです。まず、建設協会の希望の内容なのですが、端的に言って、最低制限価格の金額を今より引き上げて欲しいということですね。」

すかさず反応したのが、水池だった。

「それって、地元建設業界の工コを感じますね。と言うのは、国の設定基準を変えて地元業者に都合のよい最低制限価格にしたいということなのでしょう？ 簡単に言えば。」

「そうですね。最低制限価格を今よりも高くなるようにして、低い金額で入札してくる町外の大手の企業を失格にさせようという意図があるのでしょうか。実際に、早追中学校の校舎建設の時は、町外業者の3社が失格になりましたから。失格の確率を高くしようとしているのでしょうか。」

「そうなのですか。それはつまり、工事価格をつり上げることになるじゃありませんか。」

「そうですね。」

「このお金って税金ですよ。なんか、汚い感じがしますね。それにしても、勝手にそんな変更が出来るのですか？」

水池の質問に、「出来るようなのですよ」

片岡はそう答えた。

「最低制限価格の設定基準は、地方公共団体によって異なっているようですので、変えられるのでしょうか。」

現に北海道の場合は、早追町の設定基準とは違うところ

があるのです。例えば、直接工事費と共通仮設費は同じですが、現場管理費と一般管理費の設定基準が違うのです。ただ、早追町の場合は、総務省が示した率そのまま使ってきていますね。それで私は早追橋と早追中学校の最低制限価格を計算できたのです。」

「総務省の示す基準との関係でどの程度までの許容範囲があるのですか？」

吉川の質問に片岡は「知りませんね。ただ、こうした状況を考えると、建設業界の要求で、町の最低制限価格の設定基準を変えることは可能なようですが、それ自体大きな問題があると思いますね。それに、議会の議決を必要としないようですから、今回、経済常任委員会への正式な申し入れからはずれたのだと思いますね。裏で、お願いすればいいことですから。」

「ここで分離発注と共通しているのは、町民の視点が完全に欠落していることです。基本となるのは、税金は有効に使われなければならないということですよ。簡単に言えば、税金の使い方としては、質の良い物を安く買うことが基本ですよ。」

「実際に欠陥工事が問題になっている時に、建築協会の人たちからその点の反省やら自戒の言葉が全く聞こえてこないのはどういうことでしょう。私には、儲けるために仕事を多く回してくれというだけのエゴ的な主張に感じてしまいますね。景気が悪いから必死なのでしょうけどね。」

「自分たちの経営のために、役場を動かして、最低制限価格を上げてまで、技術力のある大手の町外企業を排除しようとしているのだったら許されないと思いますね。」

「地元の企業を守れというのは、一見、きれいな事聞こ

えますが、要は工ご的な発想で税金を自分たちの都合の良いように使いたいということのように思えて許されませんよね。税金の正しい使い方の基本を考えるべきですよ。」

「私もそう思います」

コーヒブレイクタイム中も、それぞれ率直な意見が出された。

吉川は、片岡の意見に同意しながらも、最低制限価格の問題を別な角度から取り上げた。

「この度の第2回目の経済常任委員会の議事録によりますと、最低制限価格を求める際に使う係数を当日、入札の当日だと思うのですが、町長と副町長と財政課長の3人が決めると理由も含めて言ったことです。確かに、平成<sup>2</sup><sub>3</sub>年の3月議会でも、予定価格と同じく、町長と副町長、財政課長の3人で決めると言っていたものですが、最低制限価格を求める係数は、片岡さんの計算からわかったように、総務省の数値をそのまま使っていましたから、3人だけで当日、その都度決めるかのような話は事実に合わせていなかったのです。そう理解して良いですね。片岡さん。」

「その通りです。確か、私が最低制限価格を計算した後で、急ぎよ、係数を変更したようなのですね。私が、計算のあとで、早追町で使っている係数は総務省のものを使っているんでしょうかと、窓口で聞いたら、いや、あれは変えました、って言っていましたからね。それで、今でも、入札当日に3人だけで決めるという建前で通しているのかも知りませんがね。」

「それは、片岡さんが、最低制限価格を計算したので、つまり、ばれちゃったものだから、慌てて係数は3人しか知らないという建前をことさら強調したのではないで

すかね。それまでは、最低制限価格は、3人しか知らないことにしていたけれど、実際は総務省の数値をそのまま使っていたことは、明かですし、建設業界では公然の秘密であったということも考えられますね。」

「しかも、予定価格も設計価格も同じ金額でしたからね。早追橋も、早追中学校も最初からバレバレなんです。それに、落札失格企業三社の出現や林本組の軽業師的落札の事実から来る疑惑を少しでも軽減するために、最低制限価格の決め方を以前から三者がその都度決めてきたかのように言ってみたという感じですかね。でも、時すでに遅しですね。なぜなら、談合疑惑のある早追中学校や早追橋の最低制限価格を、すでに、片岡さんが計算してしまっただからです。今更、係数を途中で変更して、三者で決めている、他に漏洩はない、などの言い方をしたって、すでに遅いと言うことですよ。」吉川は言った。

「それにしても不思議に思うことがあるのです。」そう言ったのは片岡だった。

「なぜ、早追町は最低制限価格を計算する係数を隠すのでしょうか。北海道や千葉県や他の自治体では、公表しているのですよ。総務省の資料から引用した道の説明では、最低制限価格を設ける目的をダンプینگ受注の防止や公共工事の品質を確保する観点から設けるとしていますね。それで私調べたのですが、地方自治法施行令の中に、…当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて…とありまして、最低制限価格を設ける目的を…契約の内容に適合した履行の確保、と言っていることです。つまり、主要な目的を公共工事の品質の管理にしているのですね。そう考えると、早追町で

最低制限価格を秘密にするというのは、本来の法律上の目的から逸脱していると思いますね。決して、外部の企業を排除するためではないですよ。本来の目的は。」

早追町は、ダンピング防止や品質確保の為ではなく、町外企業の参入を妨げようという目的で行っているのではないかと、片岡は指摘したのだった。

片岡の話に、2人はうなずいた。本来、隠す必要のないものを秘密扱いにする目的が見えて来たように思った。

町民向けに発行されている「はやおい議会だより」(議会発行)での経済常任委員会報告には、一般競争入札の設計金額の話と共同企業体に町内企業を必ず組ませる事を求めた件を掲載したが、分離発注問題、最低制限価格の引き上げ問題など、建設業界から強く求められ、その意向を代弁して行われた役場担当課との話し合いの内容に関しては、一切、報じられなかった。

### (ア) いづも園の床の不具合が再燃

それから1か月ほどたったある日、谷町議員の「町政報告・道のり」が、配布された。

その中に、「いづも園の床 再発」とあり、床の盛り上がりだが、新たに29箇所、合計で52箇所になったと報じた。

吉川は、詳細を知るため議会の録画を見た。その中で、信じがたい質疑応答を耳にした。谷町議員に対する施設課長の答弁だ。

「技術的見地から言って、1ミリにも満たない盛り上がりが起こっても不思議なことではありません。」

「１ミリ以上の所が僕（谷町）の目にはあつたんですけどね。」

「私ども技術屋が現地に行きまして床を手で確認してそれが１ミリ以下だったということであつた・・・」

「全て、１ミリ以下だったということか。52箇所全てで・・・」

「中には１ミリくらいの反りというか、あつたということは言えるかと思う。」

吉川は施設課長の答弁に耳を疑った。そんな事であるのか、と思った。

「床を手で確認してそれが１ミリ以下だった。」との施設課長発言に対してだった。

確かに、ロケットの部品や新幹線の先頭部の丸みを、職人が手で加工する話は知っている。しかし、多少とも自然科学に関わってきた吉川にしてみれば、その違和感には直感的なものだった。ノギスや水準器やレベルなどは使わないのだろうかと思った。手で触って、感触若しくは目測で床の不具合を正式に何ミリと測定するなどは信じがたいことだった。それが、議会の場で堂々と答弁されたのだ。

吉川は情報公開条例を使い、「床の盛り上がり52箇所の平面図と各箇所の測定値」「床の測定方法」「１ミリとは、1000分の1という意味か」「床の盛り上げりの原因はなにか」など、質問も含め開示を求めた。その結果、寄せられた回答に、吉川は驚かされた。

まず、「床の盛り上がり」と言っていたが、正確には、床フローリング材の浮き、反りによる継ぎ目の「目違い」だったと訂正してきたのだ。



去年の6月議会と今年の6月議会に施設課長が正式に「床の盛り上がり」と答弁して来たものを、ここに来て、正しくは「目違い」だったと訂正してきたのだ。「目違い」とは、二枚の板を組み合わせたときにできるズレ、段差のことだ。しかも、その原因は「浮き、反り」によるものだというのだ。ここに来て、「床の盛り上がり」は、存在していないと回答してきたことと少しも変わらない。

ここで新しい疑問が生まれた。もし、この回答が正しいとすれば、議会で「床の盛り上がり52箇所」と言ってきたのは、実は「目違いが52箇所」ということになる。すると、その原因である「浮き反り」の数は、最大で52箇所あったということになってしまう。なぜ最大52箇所なのか。それは、1箇所の「浮き、反り」によって複数の目違いもあるかも知れないと考えたからだ。そもそも、「浮き、反り」というのは、床鳴りの原因とされ、接着剤の注入を必要とする欠陥だからだ。

「浮き、反り」が原因で「目違い」が起こったとすれば、こども園の床の欠陥は、「目違い」52箇所他に「浮き、反り」も追加されなければならないということだ。次に、問題だと思ったのは、「原因から言って、目違いの寸法は、重要でなかったから、機器による計測はしていない」と回答してきたことだ。事実、別な回答部分でも「床を手で触り確認。測定はしていない」とあり、求めた52箇所の測定データを何一つ示すことが出来なかった。

なお、ここで言う原因とは、下地コンクリートの乾燥収縮と床フローリング材の湿度変化による変形のことであるが、「目違いの寸法は重要ではない」とはどういう意味なのだろうか。「目違い」の寸法は、大きかろうが、

小さかろうが、原因が下地コンクリートの乾燥収縮と床フローリング材の湿度変化による為だから、重要でないと言ったのだろうか。そうとしか、この文章からは読みとれない。

しかし、それはおかしい。原因はどうであれ、「目違い」の寸法の大きさは重要である。二枚の板のずれが、すなわち「目違い」が大きいほど問題なのだ。それなのに、「重要でなかったから、機器による計測はしていない」という回答が理解できなかった。そもそも、段差があれば、どの程度の段差、角度なのか測定するのが、基本中の基本ではないか。機器による測定によって客観的なデータを取り必要な対策を取る事が担当課の仕事だと考えたからだ。

実は、吉川はすでに「床の傾き」や「目違い」に関する計測について1級建築士や大工や建築に関するアドバイザーの意見を聞いていたのだ。共通して言ったのは、1ミリ程度であれば、目で見ても気がつかないだろうということであった。しかし、床の上を歩いた時には、1ミリ程度でも床の凹凸はわかるというものだった。しかし、その1級建築士は、床の「目違い」の測定に関して、目違いの数が少なければ、ノギスを使うし、部屋全体の凹凸を調べる場合は、レベルを使うと言って、ノギスの使い方やレベルの使い方方を説明してくれた。「レベル」というのは「と言って、机の横にあった円筒の筒を目の前に出して「大体このようなものなのですが、レーザーが回転しながら基準点よりも高低差のある場所を測定することが出来る」と説明した。その時、「私はこうしています」とも付け加えた。

それだけに、施設課回答の計測しないこと事態が到底納得できなかった。また、吉川は「目違い」を調べる過

程で「目違いを払う」という言葉のあることも知った。それは「目違いをなくすること」を意味していて、その為の加工には、2種類あることが説明されていた。

一つは凹凸を持って2材を結合する本実（ほんざね）というもの。そして、他方は、2材を結合する間に他の部材を補強する方法だった。吉川は回答書の中に、床材に関して厚15×幅75×長さ909mmと書かれてあった関係からこの床材を結合する加工方法に関して問うたところ、本実（ほんざね）であることを確認した。つまり、長辺の長さ909mmの部分が凹凸になっておりそれを次々接合させていくというのだった。そこで吉川は聞いた。「目違い」は、接合部の凸の部分が折れたために生じたのかと。しかし、「そうではない。折れてはいない」とのことだった。

「ならば、このように盛り上がったということか」と両手の人差し指をくっつけ山を作って見せながら聞いてみると、「そうだ」と答えた。そして、「目違い」が生じた場所は、短辺の幅75mmの部分だと答えた。この部分は、単に並べてくっつけて床を張っている部分だとのことだった。ここで、新たな疑問が生まれてきた。つまり、議会での答弁の「床の盛り上がり」は、実は「目違いのことだった」と文書回答してきたばかりだった。しかし、今ここで、「床の盛り上がり」が、別に存在したことを改めて認めただった。

そうなると、改めて、目違い52箇所他に「床の盛り上がり」が52カ所近くあることになり、このこともはっきりさせなければならぬ問題になる。従って「盛り上がり」「目違い」「浮き、又し」の数を別々には、示す必要が出て来ると思った。

ここで、さらに新たな不明な問題として出てきたのが、

傾きがどれほどだったのか、ということだ。

議会では、「手で触れて1ミリ程度の盛り上がり」となっているが、盛り上がったのが長辺側だとすると、盛り上がり1ミリとは、1ミリを高さ、短辺（幅）75ミリを斜面とする三角形の底辺の長さ分の1ミリが、傾きとなるので、傾きは約75分の1となり（底辺は斜面より短いため約75とした）、底辺1000ミリに換算すると13ミリ以上の傾きとなってしまふ。単純に言えば、品確法の瑕疵基準の床の勾配は1000分の6を遙かに超えることになるから、「構造体力上主要な部分に瑕疵の存在する可能性がかなり高い」ということになってしまふのではないか、と思った。

しかし、その後、その疑問を吉川は修正することになる。品確法の瑕疵基準は、凹凸の少ない仕上げによる床の表面における2点（3m以上離れているものに限る）の間を結ぶ直線の水平面に対する角度」と国土交通省告示で定められていることを知ったからだ。

吉川が計算した13・3ミリというのは、明らかに、3m未満における床の傾きであった。しかし、3m未満における傾きは、意味がないのかというところではなかった。品確法瑕疵基準が3m以上になった理由を「建築主の為にWebサイト」では、「あまり短い距離（3m未満）の傾きは、構造的な問題ではなく施工制度（工事の腕前）の問題ということで除外された。」と説明されていた。吉川は、情報公開で手に入れたことも園の竣工図を改めて眺めてみた。そこには、床フローリング補修箇所として、52の丸印の上にカラーペンでピンクが塗られていた。特に、5歳児保育室は、議会答弁で言う「床の盛り上がり」が18箇所もあり全体の3分の1以上になっていた。また、5歳児保育室は2クラスのため2つに仕切られ狭

くなっているが、その片方の部屋の「盛り上がり」は、12箇所に及んでいた。言ってみれば、5歳児保育室のあちらこちらがでこぼこ状態だったのだ。

また、他の3分の1が、保育園遊戯室となっており、残り3分の1が、他の箇所に点在していた。

開園して間もない天井の雨漏り。天井部窓付近の壁の隆起。給水管の不具合。ドアノブによる壁の破損。その他、この度の情報公開で明らかになった目違い。浮きと反り等々。

まさしく、こども園は粗悪工事のオンパレードだった。ここまで来れば、こども園不良工事問題は、構造的問題のみならず、施行制度（工事の腕前）の問題。業者の「腕前」の問題としてあることは明らかだった。にもかかわらず、「軽微だ」「軽微だ」と課長達は答弁した。彼らの本音は明らかだと事情を知る人達は言う。

それは、町の競争入札参加資格者指名停止等措置要綱第2条で、指名停止する場合の要件が別表に示されていて、そこに「過失による粗雑工事」が、上げられている。

ただ、財政課長の答弁のように「瑕疵が軽微である場合を除く」とあることから、課長達は、これほど大量の、且つ、構造耐力上主要な部分における瑕疵をも含め、「軽微だ」「軽微だ」と述べ、町長夫人の実家の会社が、指名停止になることを避けようとしているのだと指摘するのだった。

その後、吉川は、施設課に対し、改めて「盛り上がり」「目違い」「浮き、反り」の数の確認と未確認の傾きに  
関して再質問の文書を提出した。

吉川は最初の質問書の回答が、2か月たっても来ないことに業を煮やし、催促の結果やっと来た回答が、宛先も

回答者名も日付もない。ただメールに添付しただけの文書であったことは大目に見るとしても、その内容が、聞いたことには答えず、聞かないことを説明するいつもの役場回答のパターンであったことや加えて、木で鼻をくくる不誠実でお粗末なものだった。およそ「回答」といえる代物ではなかった。しかし、問題が重要であると考え、吉川は、改めて未回答部分の回答を求めることにした。

吉川は、この1回目の回答を督促するに当たり、メールで次のように書いた。

お早うございます。

施設課に情報公開に関する質問を致しましてから、2か月過ぎました。

この間、回答がないため、改めて、質問を要約して再質問を致しました。

それから明日で、丁度1か月、最初に質問を行ってから2か月過ぎましたが、未だに解答がありません。いつ頃、回答するとの連絡もありません。

このまま知らんぷりをするつもりなのでしょうか？ そんな印象を持たざるを得ない状況になって来ましたが、そうなのでしょうか？

この小さな町で、時々、顔を合わせることがあっても、全く気にならず、何ら、痛痒を感じない（痛くもかゆくもない）ということなのでしょうか？

町民の質問や回答請求を無視続ける町長・担当課幹部職員の姿は、新人職員や若い役場職員に多大な悪影響を及ぼしていることに留意するべきです。

どの職場においても、若い職員は、先輩、上司の姿

を見て学んでいきます。  
役場職員の町民に対する「接し方」も同様です。  
今のこの状況を町長、担当課長諸氏は、これで良い  
と考えているのでしょうか？  
質問を再度添付しました。あらためて回答をお願い  
申し上げます。

この度、改めて行った再質問に、果たして回答は来るの  
だろうか。またしても、前回同様、回答の督促しなけれ  
ばならないのだろうか。

## この続きは執筆中

吉川は、またまた、ぬかるみにも入っていくような錯  
覚を覚えた。

早追町の談合疑惑の発生源もはっきりしているのに事態  
は動かない。

こども園の粗悪工事が明瞭になっているのに、それを認  
めない行政。

行政に対する議会・議員の不十分なチェック機能  
一部を除き恒常化した大政翼賛体制。

いま、地方議会の二元代表制が問われている。  
町民の中に問題点が広がって行かない。

この世の中、巨悪も中悪も小悪もしっかりと生き続けて

いる。そう感じさせる日々だ。

警察の動きも感じられない。

そもそも悪とは何なのか。

犯罪でなければ悪でないのか。

ごまかしや偽りが悪ならば、悪は間違いなくこの町のあちこちに存在する。

行政として、議会として「本来あるべき姿」が煮詰められていない。

自分や自分たちの利益だけが議論の中心をなしている。権力側に立って物事を考え判断することが習い性になっている人たち。

公害問題を利用して個人的利益を得ようとしている人たち。

こういう人たちが、こんなにわんさといるとは、思ってもみなかった。

自分はなんと世間知らずだったのかと今更ながら思う。

現職にあった頃は、ほとんど感じる事がなかった感覚だ。

似たようなことが、自分のかつての職場や同僚の中にもあったのだろうか。

ただ、自分が知らなかっただけなのかも知れないとも思った。

果たして、この早追町の「この事態」は、急展開するのだろうか。

吉川はしみじみ無力感を感じながら霧の中にもいる心地だった。

このぬかるみは、いつまで続くのか。そう思った。

(完)